

相模湾沿岸漁村の史的構造 (I)

川名 登* 堀江俊次** 田辺 悟***

On Historical Structure of Fishing Village, Coast Sagami

Noboru KAWANA, Toshiji HORIE and Satoru TANABE

(With 20 tables)

目 次

はじめに

- 第1章 漁村の成立と展開
- 第2章 漁業生産の史的形態
- 第3章 漁獲物の商品流通
——いわゆる新肴場について——
- 第4章 漁業年貢について

はじめに

われわれは三浦半島から相模湾に沿った村々の史料調査を進めて行く過程で、しばしば村方文書の中に漁業関係の史料を発見し、あらためてそこが海に面している村であったことを知らされた。しかし、そこが海に面しているということだけで、漁村であったと言えるのであろうか。われわれの見た限りでは、その村の史料の中で漁業関係の史料の占める位置は、量的にも質的にも低い場合がむしろ多かった。それでも漁村と言えるのであろうか。一体漁村とは何か。われわれは、史料調査の中からそのような素朴な疑問を持つようになった。そしてこの疑問に答えるために行われた共同研究の一部が本稿である。われわれは本稿の中で、漁村とは何かという問に対する明確な答を用意しているわけではない。しかし、また何の予測も持たずに分析を試みているのでもない。われわれは一応漁村を次のように考える。即ち、そこが海に面しているということでも、単に魚がとれることでも、漁業生産の量の多少でもなく、そこに漁業生産があり、それが村落の構造に何んらかの特質を附与しているとき、それを漁村という。

これまでの漁業史研究では、一方に純粹の漁村という典型的なものを考え、それと農村との間に、現実存在する漁村を考えていこうとした。そのような考えから生れたものが、「地方＝純農、海辺地方＝主農従漁、端浦＝半農半漁、本浦＝純漁」¹⁾ という漁村の類型化であった。しかし、現実存在する漁村は、「いわゆる半農半漁の農村というのがそれであるばかりでなく、地方によっては、それが旧幕時代における漁業なるものの支配的形態であると同時に、それがまた封建社会のもつ漁業の本質的特徴と考えられない事もない」²⁾ のであって、純粹な漁村はむしろ例外的な存在で、いわば漁村的な漁村、農村的な漁村こそが現実の存在であった。

また漁村社会学の側からは、「集落社会全体の漁業に対する依存度」をメルクマールとして「純

* 千葉経済短期大学

** 地方史研究協議会々員

*** 三浦市立三崎中学校教諭 (現横須賀市博物館)

漁村部落」と「半農半漁村部落」という類型³⁾、その止揚の上に「漁港漁村・砂浜漁村・廻船漁村⁴⁾」という類型が提出されたが、これらは漁村内部の諸形態であって、漁村とは何かという問には答えていない。

そこでわれわれは、現実には例外的にしか存在しない純粋漁村を重く考えず、むしろ漁村的漁村農村的漁村こそを「漁村」と考えたい。こう考えるとき、非常に広い範囲の全国の村落が含まれる。その中にはまた非常に異った形態の漁村も存在する。ではその差は何によるのであろうか。われわれはそれを「漁業生産のあり方」と考える。そして漁業生産のあり方は生産手段（海・船・網等）の所有のあり方に規定される。これが漁村を分けるメルクマールであると考えられる。

このように漁村を考えるとき、一見何の特徴もない、またそれ故に種々雑多な要素を含む相模湾沿岸漁村こそ、むしろ典型的な漁村であったと考えることが出来よう。そして九十九里浜や土佐等の特徴ある漁村は、これらの発展あるいは変型としてとらえることが出来るのではなかろうか。

では、このような漁村を相模湾沿岸地域にそくしてみると、一部を除いて中世から漁村という特殊な村落が一般的に存在していたとは考えがたい。戦国期の漁業は、軍事的な存在としての船（水軍）の補完的な意味が強く、漁業生産は現物貢租としての御菜魚の生産であり、たかだか近隣農山村の需要に答える程度のものであったと思われる。それが飛躍的な発展の端緒をつかむのは、江戸市場との結びつきにおいてであった。それは村落の積極的な意思によるものではなく、むしろ最初は領主の上からの要請により強制されたものであったと思われる。このような強制の中で、どのようにして漁村が成立してくるのであろうか。それが第一の問題である。そして成立した漁村は、その後急速な発展を示すが、それが一定の発展段階に到達したとき起ったのが、新肴場問題であったと考える。ではこのような漁業生産の発展を支えた漁種漁法は何であったか。そして漁業の発展段階にともなう漁業（漁場）争論の実態はどうであったか。また封建領主と漁民・漁業生産との基本的関係を示す漁業年貢はどうであったか。これらが本稿でとり上げた問題である。それはこれらの解明が、「漁村」を理解する上にぜひとも必要であると考えたからである。しかし、本稿でこれらの問題に明確な答を示しているわけではない。むしろそれに答えるための基礎的な作業の一部であり、今後の問題解明への足がかりを示したにすぎない。

註 1) 羽原又吉「日本漁業経済史」上巻。

2) 註 1) に同じ。

3) 山岡栄市「漁村社会学の研究」。

4) 註 3) に同じ。

第1章 漁村の成立と展開

天正 18 年 8 月、徳川家康の関東入部以前の相州は、後北条の治下にあつて、漁業そのものは、部分的かつ農業の補填的位置しか持たず、村落構造を規定する程の発展を示さない磯付きの零細な漁業生産を行なっていたに過ぎない。したがって、村落構造は、磯付きであれ、台地農村であれ農村的構造をもって出発したが、江戸が都市として急速に発達するに伴い、生鮮魚介類の需要増に支えられて漁業が発展し、その結果村落構造が急激に漁村化していくと考えられる。しからば、漁村とはいかなる村落構造をもっていたのかについて、ここでは、主として土地所有関係の面に限定して明かにしていきたい。

(1) 近世前期

そこで、まず最初に、文禄 3 年検地を取りあげてみたい。

文禄 3 年検地は、相模湾沿岸をはじめ、相州に施行された最初の徳川検地であつて、代官長谷川

第1表 各 村 階 層 表

(文祿3年)

	小 坪 村		木 古 庭 村		二 町 谷 村
		屋 敷		屋 敷	
0 ~ 1 反	38 人	13 人	8 人	2 人	22 人
1 ~ 2	18	10	7	1	7
2 ~ 3	8	3	1	0	3
3 ~ 4	2	2	7	2	0
4 ~ 5	2	0	4	4	4
5 ~ 6	4	4	2	1	1
6 ~ 7	2	2	3	2	1
7 ~ 8	3	3	4	4	5
8 ~ 9	1	1	1	1	1
9 ~ 10	0	0	1	1	0
10 ~ 15	6	6	6	6	4
15 ~ 20	0	0	2	2	2
20 ~ 25	2	2	1	1	0
25 ~ 30	1	1	1	1	0
30 ~	1	1	0	0	0
計	88 人	48 人	48 人	28 人	50 人

(註) 「逗子史誌」「葉山町史料」二町谷石渡家史料より作成。

第2表 各 村 階 層 比 率

(文祿3年)

	小 坪 村		木 古 庭 村		二 町 谷 村	
	屋 敷 持		屋 敷 持		屋 敷 持	
0 ~ 5 反	48 人	54.5%	28 人	58.3%	一人	—%
5 ~ 10	68	77.2	27	56.2	36	72.0
10 ~	10	11.3	11	22.9	8	16.0
	10	11.3	10	20.8	6	12.0

(註) 第1表と同じ。

七左衛門の手になるもので広く分布している¹⁾。これらの検地に関する分析は、相州が後北条氏の治下にあったこととも関連して初期徳川権力の構造を知る上で重要であろうが、それらについては、今後の研究にまわたい。

さて、ここで文祿3年に検地²⁾が行なわれた三浦郡小坪・二町谷・木古庭の三カ村のうち、前の二村は磯付であり、木古庭村は台地村落である。第1表、第2表でみた場合、木古庭村では、5反未満の零細層が56.2%で近世初期村落としての土地所有構造を示し³⁾、小坪村では77.2%と零細層が若干多い。屋敷地所有者に関しては、両村ともに50%台で共通している。ただ、小坪村の場合、検地帳が近世中期以後の写であると考えられ、文祿3年段階の実体をあらわすかどうか疑点も多いが、屋敷地名請に小坪屋敷と浜屋敷の記載があって、その点からみれば、やや漁村への指向性を示しているかに見えるが、それにもかかわらずこの程度にしか、いまだ変化をみせていないことがわかる。したがって、三カ村とも階層構成の面で若干の差異はあっても、村落構造の上でまず農村として近世初期に出発したと考えてさしつかえなからう。

第3表 木古庭村階層表

	元 祿 12	天 保 10	安 政 5		
	反	反	石	牛	馬
0 ~ 1	7 人	11 人	7 人	0 疋	0 疋
1 ~ 2	8	11	9	0	1
2 ~ 3	10	14	9	3	1
3 ~ 4	6	12	11	4	0
4 ~ 5	11	8	14	10	3
5 ~ 6	6	3	4	3	0
6 ~ 7	6	3	5	2	3
7 ~ 8	3	0	3	3	0
8 ~ 9	1	0	1	0	1
9 ~ 10	4	0	2	2	0
10 ~ 15	3	1	0	0	0
25 ~	0	0	1	0	1
計	65 人	63 人	66 人	27 疋	10 疋

(註) 「葉山町史料」より作成

(2) 近世中期

上のごとき形態で出発した、各村落の中期における様相はどうであったろうか。

第3表⁴⁾に示す木古庭村の階層構成は、元祿12年の場合、中間層および有力層は、ほぼ50%を占め、形態として農村のありかたを明かに示していることがわかる。文祿3年からこの時期までの家数の増加の状況も農村としての村落構造をうらづけている。

ところが、小坪村の場合をみると、文祿3年検地の際名請人88軒とし出発したが、享保19年⁵⁾までに家数が急増し、総数323軒を数え、そして、岡分の60軒に対し、浜分が254軒もあり、この増加率は圧倒的に浜分の方に多いことがわかる。また、延享元年の「小坪村差出明細帳」⁶⁾によれば、53軒本百姓、260軒漁師百姓并商人とあり生産者は増加しても耕地面積は増加していない。文祿3年からいわゆる初期的分解をとげつつ土地が細分化されたとしても、本百姓数は、岡分の家数にほぼ等しく、増加の大部分を占める浜分は、その殆んどが屋敷地のみの所有者か地借者が

多く、かれらは、零細船持か水主として小坪村の主要階層をなしていたことは明かである。延享元年小坪村の船数は65艘で、享保期もこれに近い船数であったと考えられ、第4表⁷⁾によって概算すると男子労働人口(第6表)の大部分が漁業従事者であったと考えてさしつかえない。しかも、元祿3年⁸⁾すでに岡・浜両地域に名主、年寄をもっていたことは、小坪村の村落構造が漁村としての機能を十分果し得るまでに変化していたことを物語っている。村落の再生産は、したがって、漁業をこそ含めない限り不可能であった。そして、予測として考え得ることは、延宝2年

第4表 水主人数表
(概数)

船の種類	水主概数
押し送り船	8人 乗
天当船	4人
海士船	20人 ~ 30人
餌活船	10人 ~ 15人
こまし船	5人 ~ 6人
縄船	10人 ~ 20人
丸木船	3人 ~ 6人
小漁船	3人 ~ 6人
地引網	?

江戸の本材木町に新肴場(第4項参照)が設立され、その附浦として小坪村がとらえられた時期には、少くとも、村落構造が農村から漁村へ転換していたとみてさしつかえなく、領主権力は、また、このような村落をこそ新肴場の附浦としてとらえたものであろう。

(3) 近世後期

近世後期の様相を松輪村(三浦郡)と前出木古庭村の例をとって明かにしていきたい。

木古庭村(第3表)では、天保期から安政期にいたる間に階層分化が徐々に進行してはいるが、その基本的階層構成にはそれ程大きい変化がみられず、かつ、家数もほぼ一定している。

一方、松輪村の場合、第5表⁹⁾で明かなごとく、所持石高に関しては零細層が90%以上を占め、もはやこれ以上階層分解が進行し得ないまでにたちいたっている。船持は、ほぼ全階層にわたっているが、なかでも1石未満の極零細層に船持の多いことがわかり、村落の再生産を漁業に負っている漁村としての実体が明瞭である。慶応3年に書写した(年代不詳)「新屋敷小前名寄帳」¹⁰⁾によると新屋敷が104軒もあり、第5表の家数との差が73となるが、恐らくこの73軒が近世初期にとらえられた家数であったと考えられ、したがって、100軒以上が漁民として近世中期以降に新し

第5表 松輪村階層・船持一覧

(安政4年)

	石高	馬持	繩船運上			小船持				計 (船持)
			本役	半役	助役	小船	海老網	七日網	菱突	
0 ~ 1石	102人	1人	10人	4人	5人	21人	10人	11人	10人	62人
1 ~ 2	41	16	6	0	7	6	15	10	1	38
2 ~ 3	17	13	2	0	1	2	6	7	1	18
3 ~ 4	7	5	1	0	1	1	3	2	1	8
4 ~ 5	7	7	1	0	2	3	0	0	0	5
5 ~ 6	1	1	0	0	1	0	1	1	0	3
6 ~ 7	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0
10 ~	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1
計	177人	43人	21人	4人	17人	33人	35人	32人	13人	135人

(註) 松輪藤平家史料「宗門帳」等より作成。助役は海老網、七日網持から出ている。

第6表 各村人口表

(慶応3年)

村名	男	女	男一女	(A)村高	(B)家数	A/B
小坪	1,056人	881人	175人	246,403石	333戸	0.739石
浦郷	1,023	943	80	739,639	329	2.248
走水	673	501	72	179,847	211	0.852
大津	746	683	63	759,442	293	2.589
松輪	555	474	81	210,662	181	1.163
堀内	879	766	113	400,239	297	1.684
逸見	283	301	-18	379,339	115	3.298
深田	55	63	-8	70,317	20	3.516
不入斗	99	103	-7	223,520	40	3.588
上山口	381	394	-13	428,019	161	2.658

(註) 「葉山町史料」より作成。

第7表 各 村 船 数 表

(文化6年)

村 名	海士船	繩 船	丸木船	地引網	小漁船	小釣船	小猟船	押送り船	小買船	計
小 坪	5	05	45	2						102
秋 谷	4			1			7			12
三 崎	11		60			11		33	92	207
佐 嶋	2				6		6	2		16
堀之内三ヶ浦	8						68			76
長 井	8					13	57	8		86
芦 名	2				10					12
三 戸							4	3		7
松 輪		20	20		40			5		85

(註) 「返子史誌」5より作成

く成立したものとみてよかろう。松輪村は小坪村と同様延宝2年に新肴場の附浦となっている。また、馬数の多いことは、漁獲物の運輸手段としての意味において重視する必要がある。

第6表¹¹⁾の村高、家数、人別によってみると、まず、男・女の人数差に現れるプラスの数値の多い村落程漁村化傾向が進んでいると考えられる。このうち、江戸の新肴場の附浦となっている村落はプラスの特徴が明かである。逆にマイナスの場合は、農村であるか後発漁村であるかいずれかに入っている例が多い。労働可能人口がわかれば一層その特徴は、はっきりするであろう。また、各村の家数で村高を割った数値で1石前後以下と2石以上とでは、かなり明瞭に村落構造の違いを示しているように見える。磯付村落の場合でも第7表のごとく漁村として発展の様相が異っている。

(4) 岡・浜出入

以上みてきたように漁村の成立と展開過程において、小商品生産の担い手として村落の主要階層に成長しつつあった漁業関係者と、村落における旧勢力とのあつれきから生じる闘争の一つに、いわゆる岡浜出入がある。

文化10年9月、堀之内村(三浦郡。ここでは堀之内村の三ヶ浦が漁業地域として浜方を形成していた)の岡名主七右衛門が浜方名主七左衛門を相手取って起した岡・浜地名出入¹²⁾の内済規定によれば、村請年貢は堀之内村一本とすること、宗門帳・五人組帳・異国船関係には堀之内村三ヶ浦として双方の名主以下が加判すること、村明細帳に関してもは浜方役人にて加判差出すこと、船・水主・浦触等は浜方で取扱い、漁業年貢等に関しては浜方の支配とする等々のことが決められている。これらのことは、漁業地域もしくは漁業者の権利を公的に認めさせたことを意味している。

天保10年1月には小坪村においても岡組から浜組を訴えた事件がおきている¹³⁾。この出入は、共同体慣行によって決められ、それが領主の裁許によって公認されている田畑の肥料として用いる藻草の伐採時期を浜組名主新左衛門らが一方的破ったことに対するものである。岡組名主五右衛門らの言うところは、当村は従来「岡分=而岡浜進退仕来」り、藻草伐採時期に関しては、「御公儀様御絵図面御裏御裁許」があるのを一方的に破り、伐りとった海草を鎌倉郡下5カ村に売り捌いて、名主新左衛門以下相手方の者が大金を得ているが、かかる理不尽の所行に出るのは、「身分之派振=任岡浜共村方を相掠邪曲を以規ヲ巧」んでいるからに他ならないと語調強く訴えている。事件の結末は明かではないが、岡・浜の村落内における権利関係や力関係がすでに逆転していたことを示し、そして、船数変遷もそのことをうらずけているといえよう。(第8表)

このような関係が一層明瞭になって現れたものに嘉永7年の無石英太郎の名主取立騒動¹⁴⁾がある。

第8表 小坪村 船数変遷

船名	延享 10	文化 6	安政 4	船名	明治 7
海士船	3	5	8	7 挺立	10
繩船	40	50	32	5 挺立	36
餌活船			8	3 挺立	29
小漁船			7		
丸木船	22	45	64	2 挺立	81
地引網		2	3		15
押し送り船			1		1
計	65	102	126		172

(註) 「逗子史誌」より作成。

これは、同4年「丸木船、名主新左衛門一件」によって浜組名主新左衛門が一時的に名主役を退いたと思われる事件の後に、彦兵衛ら3人が主媒者となって領主側に土地を全く所持しない無石の英太郎を名主役に取立てくれるようお願い出したことにはじまる。領主側では村方に対して無石の者が名主役に取り立てられたが例があるかどうかについて問いただしている。実際には英太郎の名主就任はなかった模様であるが、村方では現村役人が主媒者3人を立合せ村民1人1人に「英太郎江帰依不帰依之者老人別取調べを行なって、すこぶる強い態度でのぞんでいる。そして感情のもつれから一々取調べられた浜方村民は、上宮田、新宿、大崩方面へ計80人程押し出しデモンストレーションを行なっている。

英太郎が村内においていかなる位置にいたかは史料的に明かにならないが、無石であることがことさら問題にされている事実は、英太郎が漁師小前層の代表としてかれらの代弁者たる立場に立ち得ることはたしかである。そして、いわゆる岡・浜一件を突き抜けた地点で下層層の闘争が行なわれたものであろうことはたしかである。

しかし、「徒党ヶ間敷儀」に対する処罰が加えられたかどうかについても史料に明かではないが、この時期異国船渡来に対して海防を重視する領主権力にとって、関係地域のこれらの闘争は、等閑視できない問題であったことも事実であろう。

以上土地所有関係を中心に漁村構造の諸特徴を記してきたが、漁村とは農村から分出独立することによってのみその典型となるのではなく、むしろ、様々な要素がないまぜられた形態を持つものこそ漁村と言えるのであろう。

- 註 1) 『新編相模国風土記考』によって検地施行の状況がわかる。
 2) この検地帳は全部写であり、小坪、二町谷両村の分は横帳で中期以後のものと考えられ、木古庭の分は近世初期の写である。記載形式は、初期徳川検地の諸特徴をそなえている。
 3) 下総地域の検地もこれとはほぼ同様である。(千葉大学文理学部、「文化科学紀」要等参照)。
 4) 『葉山町史料』, 14 頁, 461 頁, 677 頁。
 5) 『逗子市誌』第5集, 28 頁。
 6) 同右, 35 頁。
 7) 三浦市松輪, 藤平二郎家文書, 横須賀市秋谷, 若命又男家文書, 『逗子市誌』第5集, 『葉山町史料』より作成。
 8) 『逗子市誌』第5集, 178 頁。
 9) 前掲藤平家文書, 安政4年「宗門帳」, 安政3年「船数取調帳」より作成。
 10) 同右, 藤平家文書より作成。
 11) 『葉山町史料』, 1198 頁より作成。
 12) 同右, 1164 頁。
 13) 『逗子市誌』第5集, 312 頁。
 14) 同右, 422 頁。

第2章 漁業生産の史的形態

(1) 漁業生産発展の基礎的要因

近世における漁村は、ごく一般的に次のような漁獲物の需要にささえられて発展してきたものであるとみることができる。

その第1は、江戸をはじめ、地方城下町などにおける魚獲物の需要が増大したこと。

第2に、干鰯やメ粕を使用して綿作農業をおこなった畿内や、これに準ずる商品生産的な農業地帯などの魚肥需要、また米作農民が「田作り」と呼んだ魚肥の需要が増大したこと。

第3に、元禄10年の「俵物」に代表される海參、干鮑、鱧鮓の三品が元禄期以降海産物として清国に輸出され、海外市場が成立し、さらに諸色として昆布、するめ、鱈節、寒天など、輸出海産物としての需要が増大したことである。

このように近世における漁業生産の向上は漁獲物が商品として流通し、安定した市場の確立のうに、さらに社会的需要が増大した結果であるとみられるだろう。

そこで前述三点の社会的需要の中で、近世における相模湾沿岸の漁業生産はいずれに強く起因して発展をみたのかと考えたとき、まず第一に江戸市場との関係を軽視して向上は考えられない。

すなわち、三浦半島の西浦（西海岸）をはじめとする相模湾沿岸漁村は、江戸市場と直接連携することにより、はじめて発展したと考えられる。

したがって、ここでは江戸市場との関連において漁業生産の諸形態をみていこうとするものである。

特に近世初期においては江戸における武士階級の御菜や城下町庶民の要求する鮮魚を魚獲し供給することにはじまり、やがて後期に至り、全国的な市場が開けた段階において農村に必要な魚肥を供給するための漁業生産が若干おこなわれるようになったとみられる¹⁾。しかし、全般的には相模湾沿岸漁村における漁業生産は、江戸期末まで江戸市場との強固な結合によって成立していたといえるのではないだろうか。

農業生産に依存していた村落が漁村化し発展していく過程で、最も大きな力になったもの、それはいうまでもなく漁業生産にともなう漁撈技術の伸長である。

そこでこの漁業生産を支えた漁業の種類、漁法（漁撈技術）はどのようなものであったかを是非とも具体的に検討してみる必要がある。

さらに近世初期から史料にあらわれた漁種、漁法を検討する中で、「徳川時代、特に元禄の頃には代表的な沿岸の網漁業や釣漁業はほとんど出揃い、沖合漁業もある程度の発達をみて、あらゆる魚介藻類が漁獲されるようになった²⁾」といわれるが、相模湾沿岸における史的研究は今日まで断片的なものにすぎないため、この点について、できるだけ広い視野に立脚し基礎的な作業を通して窓口を開き、漁種や漁法を実証的に把握していきたい。

相模湾の漁業は種類、規模が比較的複雑で、「海洋に突出せる先端沿岸は一種の島としての漁業の性格をもち、反対にその奥底地帯は深く内陸に凹入して内陸漁業の特性を発揮している³⁾」とくみえる。「それ故、関東漁業を大別すると、半島漁業と内湾漁業の二型に分つことができ……この結果として、前者では主として敷網、旋網、建切網乃至無囊曳網類並びに延繩、一本釣漁業が発達し得る傾向に対し、後者ではその土地に占拠して行なう曳網ことに有囊の地曳網漁業が支配的に発展する素地をあたえた……しかし現実にもる漁業の史的発展は、必ずしも自然的条件のみによって規定せられていない⁴⁾」のである。

特に相模湾の場合は東京湾に比較して内湾的性格が少ないこと、沖合の日本海流に全般的影響を受けることなどから小田原、真鶴方面の支配的な大規模網漁業をのぞいて、あまり大きな隔たりの

第9表 相模湾沿岸漁村の漁種ならびに漁法（数字は年を示す）

年号	村名	三浦郡菊名村	松輪村	三崎町	城ヶ島村	城村	二町谷村	長井村	佐島村	芦名村	秋谷村	堀ノ内三ヶ浦	一色村	小坪村	鎌倉郡材木座	腰越	江之島	坂ノ下村	片瀬村	
寛永承万	永安応治				元・鮑, 海老網		2. 鮑 2. かつぎ漁 3. 鮑													
寛文天和	文和														8. 鰯網 11. 鯛, 鮑, 海老	11. 鯛, 鮑, 海老	11. 鯛, 鮑, 海老	11. 鯛, 鮑, 海老	11. 鯛, 鮑, 海老	
貞享	貞享	2. 鮑																		
元宝正享寛延寛宝明安	祿永徳保保享延暦和永		3. 縄船 3. 菱突 4. 菱突	縄船 6. いなだ網, 海老網 3. 菱突 5. 鰹釣, 鰹網 6. 鰹, 鮑, 海老, 螺貝, 根津子草, 海草, 海鼠		縄船	鮑 6. いなだ網				元・鮑			13. 地引網, いわし	3. 地引網 4. 鰹漁 13. 鯛, 鰹大網	3. 地引網 13. 鯛, 鰹大網	13. 鯛, 鰹大網	13. 鯛, 鰹大網	3. 地引網 13. 鯛, 鰹大網	
天明	天明			4. 鮑, 海老, ささえ, 鮑, 生海鼠, 若布, 菱突, 蛸び網, 蛸釣										9. 鰯網, 鰹漁業	7. 鰹漁	3. ぼうけ網				
寛政	寛政										海老, ささえ, 鰹, 鯛, 磯魚類	9. 網漁		2. 海老網 7. ひしづき漁	9. 海老網	6. 煎海鼠	6. 煎海鼠 9. 手繰網			
享和	享和																			
文化	文化	6. 鮑 地引網, 根付小漁	6. 長縄鰯漁	鰹漁 6. 鮭長縄 11. 鰹長縄 13. 鯛網 (小網代)		鰹漁	6. 長縄鰯漁	ぼうけ網, 長縄, 延縄, 口網, 六人網, 鰹, 鯛, 鮑	鰹漁, 長縄鰯漁	鰹漁, 長縄鰯漁	鰹漁, いら海鼠, 鮑 漁 6. 海老網, 長縄鰯漁	鰹漁	6. 地引網, 根付小漁, 手釣, 鰹漁	鰹漁, 鮑 6. 鰹釣, 鮭長縄 10. 鯛網, 鰹網	6. 地引網, 根付小漁	6. 鰹漁	6. 鰹漁	6. 地引網, 根付小漁 12. 地引網	6. 地引網, 根付小漁	
文政	文政																			
天保	天保		元. 鮭漁業 5. 鮭長縄 10. 鮭漁業 (毘沙門) 鯛長縄	13. 鮭長縄										13. 長縄鰹漁						さんま漁
弘化	弘化											4. 鰹漁, 諸網海菜, 鰹網		鮑						
嘉永	嘉永		鮑 6. 海老網, 縄船	5. 鮭長縄										さんま 2. 鯛網, 七々目網 5. 手繰網 7. 鮭長縄						
安政	安政	6. 鮑漁	2. 小網, たなご網, 六人網 3. 4. 縄船, 海老網船, 菱突, 七日網 4. 鳥賊海菜, イサギ, こまし, いな, いさぎ	6. 鮭長縄							2. さんま網, 鰹 (以下堀ノ内村), 鰹漁, 海老網, 鮭網, 釣漁, 鯛網, 手繰網			6. 四網						
万延	万延		元. 海老網, 縄船, 七日網, 立網, たい, ひらめ											元. 鯛網, 鮑						
明治	明治		13. 七日網, 鯛網, 海老網, 手繰網, タタキ網, ぼら網									3. 肥地引 (三ヶ浦)			10. 地引網, コロ引網, ヒンツキ漁, 鰹網, 鰹網, 鰹掛ケ網, 細漁釣, 鰹網, コモン引網, シラス引, 下ヒキ網, クチ網, 鰹釣, 小釣, マクロ釣, タコ網, 若布, 荒布, 藻草伐, ホウケ網					
史料	史料	石井惣次家文書(菊名) 草柳家文書(小坪)	藤平二郎家文書(松輪) 安房郡水産沿革史 祭魚洞文庫(文部省史料館)	石渡トヨ家文書(二町谷) 若命家文書(秋谷) 藤平家文書(松輪) 三崎誌	脇坂健次郎著「城ヶ島の過去帖」昭和8	石渡トヨ家文書	石渡トヨ家文書	「横須賀市史」	若命家文書 草柳家文書	若命家文書 草柳家文書	「横須賀市史」 若命家文書 草柳家文書	「葉山町史料」(高柳家文書) (守谷家文書) 若命家文書	草柳家文書 祭魚洞文庫(文部省史料館)	高橋家文書 若命家文書(秋谷) 鎌倉近世史料(村木家文書) 鎌倉教育委員会	「鎌倉近世史料」(村木家文書) 草柳家文書	「鎌倉近世史料」 草柳家文書(小坪) 祭魚洞文庫(文部省史料館)	「鎌倉近世史料」 草柳家文書	「鎌倉近世史料」 伊東市史 草柳家文書		

大住郡須賀村	海綾郡大磯	足柄下郡前川村	山王原村	小田原	早川村	石橋村	米神村	根府川村	江の浦村	岩村	真鶴村	福浦村	門川村	伊豆賀茂郡宇佐美村	荒井村	初島	その他	
											鯛長縄, 手繰網 ぼら縄 12. 四艘はり網, 海老網, ぼうけ網, 鯛長縄, 鯛 網, ぼら網, むろあじ, いわし							鯛網, 任せ網 (下浦) 2. 八手網 (三浦) 4. 網漁 (上宮田)
							四艘張網	四艘張網			うずわ, こませ, 四艘張 網			3. かつお釣, かつお餌 網, さば釣, ぼら網, たい網, 立網, いわ し網, あし網, 手繰 網, こまし網, えび 網, せいご網 3. ぼら網	3. ぼうけ網, 手繰網, 四艘張網, 海老網, 5. 海老網, 立網, 手繰 網, 平目網, 四艘張 網, むろあじ			
14. 鯉 4. 鯉				21. 地曳網, 鯛網												13. かつぎ 4. ぼうけ網		6. 小地引 (上宮田) 2. 地引 (上宮田)
																		8. 地引漁 (津久井)
											ぼら網							5. 網漁, 海老網, 鮓
				鯉, 鯛, 甘鯛, 鯖, む つ, 平目, 鰯, 鰯類, 海老, 鰯, 小鯉, 其 外小有類														
6. 地引網, 根付小漁	6. 鯉漁		9. 地引網, 手繰網, 四 艘張	6. 鰯							7. 根拵網 (相模大網) 鯛, 鰯, 鯖, 鯉, 鯖, 鰯, 鰯, シラス							
										7. 根拵網	7. 根拵網							
6. 鯛, 鰯, 比目魚, 鯖, 鯖	13. 鯉釣												5. 根拵網				さんま漁	15. 葛網 (野比)
			鯉地曳網, 鯉揚繰網	元. 四艘張, 地曳網	2. 鯛網, 小網, 鯛網	2. 根拵網					2. 天保大網	2. 天保大網	2. 天保大網				2. 天保大網	
									4. 根拵網		5. 根拵網 (新網)							
								9. 根拵網	根拵網 (慶応2年)	3. 根拵網				5. 謀計網, 海老網, 手繰 網, 小釣, 鯉巻網, 鯛 長縄, 餌コマン, 鳥賊 釣				
「平塚市須賀の今昔」市 教委 草柳家文書 新編相模風土記	黒田五柳「釣客伝」	伊豆川浅吉「日本鯉漁 業史」	山王原湯川村蔵文書 (為取替申一札の事)	「小田原近代百年史」 「日本漁業経済史」 日比谷佐次郎家文書 (小田原) 「神奈川史談」8号	「小田原近代百年史」 (中野敬次郎)	「小田原近代百年史」 「定置漁業経営の軌跡」 (山田忠一)	「小田原近代百年史」	「小田原近代百年史」	「小田原近代百年史」	「小田原近代百年史」	「小田原漁業史資料」 (小田原図書館蔵)	松本敬家文書「真鶴村書 上ヶ帖」 「伊東市史」 「伊東誌」 定置網漁業の変遷「小田 原近代百年史」	「小田原漁業史資料」 (小田原図書館蔵) 「伊東誌」	「伊東誌」 「小田原近代百年史」	「伊東市史」(貞享3年 書上ヶ帖)	「神奈川県定置漁業史 料集」第一輯 (小田原 図書館蔵) 中野敬次郎「小田原近 代百年史」 「伊東誌」 荒井村指出帖	「初島の経済地理に関 する研究」内田寛一 「伊東市史」	西脇家文書 (津久井) 「新編三浦往来」(龍崎 戒珠) (野比) 須原家文書 (上宮田) 「江浦干鯛問屋仲買根元 由来記」(写本)

ない各種の漁業が並存した漁村が多かったようにみうけられる。

このことは漁種、漁法において特徴的なものがなく、ごく一般的で多種多様な漁業生産をおこなっている地域であるといえる。然らばこの特徴なきことをもって、相模湾沿岸漁村は、日本の漁村に共通するひとつの典型であるとみることはできないだろうか。

(2) 漁業生産物の史的分析

次に第9表にもとづいて、近世に相模湾で漁獲された漁種について史的分析をしてみたい。

ただし、史料の便宜上、あつかった史料の性質がまちまちであるものを表示したので、今後さらに新しい史料により補充を必要とするが、相模湾における主要漁業の傾向はこの中から把握することができよう。

すなわち第10表は、史料にあらわれた漁種の頻度を頻数の多い順に列挙したものである。この表にあらわれた魚介藻類は29種類にのぼっている。

また前述の第9表に則り、相模湾の漁種についてみるならば、広く相模湾全域にわたって漁獲される漁種と、相模湾の中でも特定の狭い地域だけに散見される漁種とがあることに気づく。

無論この場合は時代的な観念にとらわれず、これまでの史料にあらわれた平面的な判断にすぎないが、例えば全域にわたって漁獲される漁種についてみれば、文化年間の鰹魚鮪魚があげられる。また江戸時代全般にわたって各地域において鮑魚がかなりみうけられ、海老も盛んに漁獲されていたことがわかる。このことは第10表の史料にあらわれた頻度によっても肯げよう。

また、鰯も、かなり広い地域において漁獲されていた漁種である。

他方、相模湾の中でも特定の狭い地域だけに散見され、しかも史料上かなり頻度の多い漁種として鱈があげられる。鱈について付言すれば、三崎町において天保13年、嘉永5年、安政6年に何れも長縄により漁獲しているようだが、他の地域については、これまでの史料からは見られない。

無論これだけの史料で断ずるのは早計であるが、その点は他日の補填を俟つとし、さらに真鶴村(足柄下郡)においては、鱈漁業が万治年間より寛政年間に至るまで約80年間にわたって営まれ、小坪村(三浦郡)においては時代がくだって安永2年から万延元年までのうちに鱈網漁業が散見される。が、三浦半島南部の三崎方面で鱈魚をみることはできない。

もちろん前述のように、史料の不足もある故、これだけで断ずるわけではないが、一般的に、このようなことから相模湾の中だけでも特定の地域にだけしか漁獲されない漁種が若干はあったとみられる。あるいは地域により鱈などは鮪の中に入れていとも考えられる。

蛸魚は三崎における天明4年の釣漁をはじめ、松輪、毘沙門(三浦郡)の天保元年より10年にかけての壺漁というように三浦半島南部にかたより、海鼠は寛政6年、江之島、材木座(鎌倉郡)の煎海鼠、秋谷村(三浦郡)における文化年間の史料にみられる「いり海鼠」があり、生海鼠は天明4年三崎町の史料にみられる。この海鼠が三浦半島西浦にみうけられるのは、史料の貧弱さによるための偶然だとばかりはいえまい。

即ち、各地域だけに特有の漁種、漁法があるという歴史的な事情は、もちろん漁獲物が商品として流通し、特異な商品的価値をもっていたと解すべきであるが、他方、漁獲物の豊度を維持しつつ、しかもかなりの生産が可能であるという水産資源の自然的諸条件に起因することも無視できない。

第9表からは、相模湾沿岸において鰹、鮪、鰺、鰯、鯛、鱈などかなり多種類の魚介藻類が漁獲されていたことがわかる。

さらに、この表の中で、文化年間に、相模湾沿岸の漁村で、かなり総花的に漁種、漁法が出揃うということは化政、天保の江戸極盛期における浜方と市場の関係を如実に語るのものであるとみることはできないであろうか。

第 10 表 史料にあらわれた漁種の頻度

No.	漁 種	頻 数	No.	漁 種	頻 数	No.	漁 種	頻 数
1	鰹	20	11	蛸	3	21	鮒	1
2	鮑	16	12	鱧	3	22	若 布	1
3	海 老	12	13	イ サ ギ	2	23	鮫 鰯	1
4	鮪	9	14	い さ ざ ん	2	24	鮆	1
5	鰯	7	15	さ さ ん ま し	2	25	鯖	1
6	鰯	7	16	こ ま し	2	26	む ろ あ じ	1
7	鰯	5	17	磯 魚 類	2	27	ウ ズ ワ	1
8	鯛	4	18	烏 賊	1	28	ウ シ ラ ス	1
9	鯛	4	19	い な ぎ	1	29	鰯	1
10	海 鼠	3	20	た な ぎ	1	30	鰯	1

(註) 第 9 表にもとづいて作成

(3) 漁業生産の方法と技術の変遷

相模湾沿岸漁村における漁業を技術的な側面からみるならば、まず漁法の史的背景を明確化することからはじめなければなるまい。

相模湾沿岸でも特に三浦半島の西浦では、明治 19 年 5 月、県布達に基づいた漁業組合準則により「三浦郡西浦漁業組合」を組織するに至り、小坪村をはじめ、堀内村、一色村、下山口村、秋谷村、芦名村、佐島村、長坂村、大田和村、林村、長井村の十一ヶ村沿岸漁業者がこの組合を結成し、漁具漁法捕魚の季営等に関しても規約で決めた。

この規約によれば、「本組合浦々漁具ノ構造漁法等ハ従来ノ慣行ニ依リ定メタ」⁵⁾ものであり、従

第 11 表 三浦郡西浦漁業組合規約による 55 職

No.	漁 法	漁 種	No.	漁 法	漁 種	No.	漁 法	種 漁
1	地 引 網		20	手 繰 網		39	烏 賊 縄	
2	ア グ リ 網		21	コ マ シ 引 網		40	鮒 メ 縄	
3	四 艘 張 網	イ ワ シ	22	小 網		41	イ サ ギ ビ シ	
4	ハ チ ダ 網		23	章 魚 壺	タ コ	42	鮎 ビ シ	
5	小 ハ チ ダ 網		24	海老夜手繰網		43	ア オ リ 烏 賊	
6	ゴ ロ 引 網		25	ゲ バ チ 袋		44	章 魚 引 縄	
7	根 ハ チ ダ 網		26	シ ラ ス		45	鰯 釣	サ ヨ リ
8	棒 受 網		27	鰹 船 地 引 網		46	鱧 釣	ス ズ キ
9	ハ ッ サ ク 網		28	ド チ 魚 縄		47	コ チ 釣	
10	鮆 網		29	鮫 縄		48	メ ジ カ 縄	
11	鯛 小 晒 網	ト ビ ウ オ	30	カ サ ゴ 縄		49	鯛 テ ン ク 釣	
12	鰯 網		31	鯛 縄		50	火 モ シ 烏 賊	
13	鰯 網		32	鯛 縄		51	丸 木 船 職	
14	七 目 網	ヒ ラ メ	33	鯖 縄		52	ブ 鯛 釣	
15	鮫 鰯 網		34	石 ナ ギ 縄		53	鯖 ヒ シ	
16	タ タ キ 網		35	小 深 縄		54	鰹 ブ ッ パ イ	
17	キ ス 網		36	深 鰯 縄		55	水 潜 着	
18	鰯 網	サ ヨ リ	37	鮪 縄				
19	鰯 張 網	ボ ラ	38	鰹 縄				

(組合規約より作成) (明治 19 年)

ってこの中に定められた 55 職の漁法は、明治前期より継続された漁法がかなり多種類にのぼるよう見うけられる。よって相模湾沿岸漁村の漁法を具体的に理解するための手がかりとして十分に活用できる。

前掲 55 職の漁法を漁種との関連においてみるならば、第 11 表のごとく要約することができ、表にあらわれた漁法をとおして、さらに近世における相模湾沿岸漁村の漁業を見出すことができる。

さらに、この種の史料として明治 13 年における三浦郡松輪村の「水産取調」⁹⁾ をあげることができる。すなわち第 12 表がそれである。

第 12 表 明治 13 年における三浦郡松輪村の漁種及び漁法

No.	漁業名	漁具及び漁法	季節	捕魚
1	鯨 縄	麻ノ太ト縄壹房ニ百八十尋二十尋同毎に四尋ノ細縄エ釣り付、壹隻にて五房相用五里以内ヲ張ル	7 月より 10 月に至る	シヒ、モロサメ、ヨシキリサメ、シメクサメ、カジキ
2	鯛 縄	麻縄ニテ壹房三百六十尋、九尋毎に麻細糸三尋ニ釣り付、壹隻に付十房及十二房相用、一里余以内ヲ張ル	9 月より 6 月に至る	鯛、チ鯛、カスコ鯛、シマ鯨、シホ、カサゴ、ハタ、寒鯛、アマ鯛
3	ハラサ縄	麻太ト縄一房三百六十尋、九尋毎ニ麻細糸三尋エ釣り付、一隻にて六房及七房相用、二里以内ヲ張ル	6 月より 10 月に至る	ハラサ、エビ、小鯨
4	鯨 縄	麻縄ニテ壹房四百尋、二十尋毎及二五尋毎ニ麻糸四尋エ釣り付、壹隻にて六房及七房相用、三里以内張ル	12 月より 2 月に至る	鯨一式
5	小 縄	麻細縄ニテ壹房三百尋、五尋毎ニ麻糸一尋二尺エ釣り付、壹隻にて八房相用、一里以内張ル	10 月より 4 月に至る	天鯛、チ鯛、カスコ鯛、イシモチ、魴ボ
6	カサコ縄	麻縄ニテ鯛縄と同じ、壹房三百尋、三尋毎に一尋毎ノ釣糸付、一隻に付十二及十五房相用、一里以内張ル	10 月より 1 月に至る	カサゴ、ハタ、ブ鯛、ヒゲ
7	七日網	五寸五分より六寸目七ツヲ堅トシ、長二十五尋ヲ壹反トシ壹隻につき三十五及四十反相用、夜中海中エ卸置(網数七百十反)	3 月より 5 月に至る	鯉、カサメ、コロサメ、ガキ、アンコ
8	鯛 網	二寸六七分目九ツを堅トシ長十五尋を一反トシ一隻四十反より五十反相用、夜中海中に卸置(網数百四十反)	10 月より 5 月に至る	鯛、イナダ、鰆
9	海老網	二寸四五分目鯛網と同じ(網数六百十六反)	季節限ナン	海老、ササキ、鰆、ハキブ鯛、寒鯛、ハタ、カサコ、ギザ、ソミナ、タカ、石鯛、ホラ貝、鯛、イナダ
10	手操網	脇網六尋袋長四尋曳縄六百尋ヲ二本ニ沖合漁業ス	10 月より 3 月に至る	アマ鯛、カスコ鯛、チ鯛、トラキス、ハタ、ホウボウ、カガミ鯛、シマ鯨、カナ、コチ、ムシ、メタイ、ガギ、鯉、鰆、クツ、ヒメ、イカ
11	鰆 釣	麻太ト縄三十尋及五十尋エ二本釣り付、沖合漁業壹隻に付一房及二房相用	9 月より 5 月に至る	鰆一式
12	鯉 釣	麻細縄三十尋より五十尋に一本釣り付、沖合漁業、一隻に付、一房及二房相用	5 月より 6 月に至る	鯉一式

第 12 表 つづき

No.	漁業名	漁具及び漁法	季節	捕魚
13	小釣	麻繩十尋より二十尋に二本釣り付、沖合二三十町以内漁業ス、一隻に付二房及三房相用	3月より10月に至る	鱈、鯖
14	小釣ノ内イサキ	麻繩ニテ三十尋より五十尋エ二本釣り付沖合漁業、一隻に付二房及三房相用	4月より6月に至る	イサキ一式
15	鯛網	九分より一寸目堅六尋長さ三十尋を沓張トス、沓隻に付四張及五張相用、夜中沖合エ流置	3月より10月に至る	鯛一式
16	コマセ	麻袋を製し袋長六尋、脇網にはら網十三尋を付一隻一袋相用、海岸漁業(袋数四十)	限ナン	コマセ
17	菱突	コソウト申鉄器ノ棒先ニ付竹ヲ継ぎ長七尋及八尋ニその他鉄鎌、鉄菱等三器相用海岸漁業海底を見採	8月より6月に至る	鮑、若布、蛸、根付魚、サザイ一式
18	海士	身体ヲ海底ニ入ルー尺ノヲホン鉄ニテ採揚、沓隻ニツキ海士二人	6月より8月に至る	鮑一式
19	鯖繩	麻繩ニテ一房百尋一尋毎ニ麻糸一尺ニ釣り付、沓隻ニ付十五及十八房相用、沖合漁業	4月より6月に至る	鯖一式
20	タタキ網	堅八尋長さ二十尋ノ網ヲ二隻ニテ相用	10月より5月に至る	ボラ、タナゴ、メバル、鮫、ムツ、セイゴ、スズキ、黒鯛

(藤平二郎家史料より作成)

このように、明治前期における相模湾沿岸漁村の漁法は多種多様であることを指摘できるが、ここでは前掲各種漁業が相模湾沿岸の漁村においていつ頃からはじめられたかということを見出し、その発達の推移を明確化するために、漁法については近世にかぎって年代的にどの程度まで逆に溯ることができるかを前掲第9表で具体的に把握していきたい。

第9表によれば、真鶴村では比較的はやい時代から各種の漁法がみうけられ、寛文12年の「真鶴村書上ケ帖」⁷⁾に海老網、ぼうけ網、鯛長繩、鯛網、ぼら網などの漁業を掲げている。

しかし、三浦半島南部及び西浦についてはこの段階での史料が不足で、第9表の程度にとどまり、決して豊富であるとはいえない。

しかし単にこの表のみによって漁法の発展段階や地域的な漁業技術の落差を指摘することは早計であり、それ故この段階における漁種、漁法についての基礎的作業は結果として、史料の関係からここに表示した範囲でしか把握できない。

だが、これまでの相模湾漁業が、例えば三浦茂信(浄心)の「慶長見聞集」などにたよる鯨漁業、地獄網などの断片的なものから、史料の検討により、かなり系統的なものになったといっても過言でない。今後さらに基礎的作業を継続し、この表を補填することにより、一段と充実した明確なものにすることも可能であり継続的研究が必要であろう。

更に第9表にみられるごとく、寛文12年の真鶴村書上ケ帖は当時の漁法を全般的に知ることができる。この書上ケ帖は当時真鶴村の名主であり、「漁場の親方」であった五味半右衛門命貞の書いたものだといわれ⁸⁾、漁業については特に詳細を記する史料である。

寛文十二年 真鶴村書上ヶ帖⁹⁾

前 略

- 一 四艘はり網場所あくら崎一疊真鶴の内松下外一疊同所駒ころはし前一疊一同所さとも浦四疊同所ついし前一疊同所つ崎一疊
メ十六疊此内一疊新井村分
但八月より十月迄うつは取申網場年によりうつはよろしく通り不申候時分根府川より真鶴村迄八疊はり申刻も御座候
- 一 海老網懸場石橋磯辺より米神根府川江の浦岩村真鶴新井門川の内西磯辺稲村前伊豆の山下足川磯辺
網数七拾は但八月より四月迄日暮に網おろし夜中懸け置次の朝揚申候月夜には海老かかり不申候
- 一 鰯網懸場根府川山ヶ下江浦松崎岩村の内くつみ前なべけ浦真鶴さとも
網数貳疊右の網場五ヶ所一夜懸に懸け申候但やみの夜は鰯かかり不申候
- 一 ぼうけ網是は根府川前より門川下迄むろあじ鰯せり申所にて取申候此の網は何方の浦にても他領共に入込に取申候網にて御座候魚寄次第網おろし申候
- 一 鯛長繩場早川沖より伊豆の山沖迄先年は村より百姓長繩はへつり申候へ共二十ヶ年余御運上場に被成三浦の者御請仕当村の内宮の前と申浜辺獵師小屋をかけ九月より五月迄長繩遣申候
- 一 ぼら網場真鶴より南方大浜崎磯より此の所にてぼら取申候是は紀州大崎村興治兵衛と申獵師見立今年迄三十年御運上にて御請仕候但尻懸と申所にて獵師小屋をかけ正月より六月迄にぼら取申候

後 略

この史料によれば当時真鶴村では四艘はり網、海老網、ぼうけ網、鰯網、ぼら網などの網漁や鯛長繩などの漁業がおこなわれており、漁船は丸木船三五艘、海士船一艘、天当船一艘、伝馬船十八艘であった。ここで注意を要することは、例えば海老網は海老だけを漁獲するにとどまらず磯付魚をすべて魚獲するというような点である。

また、貞享3年宇佐美村(伊豆国賀茂郡)の書上帖¹⁰⁾によれば、釣漁として、かつお釣、さば釣、網漁としては、ぼら網一疊、あじ網四疊、手繰網二疊、えび網五十疊、せいご網、かつお餌網三疊、立網一疊、いわし網十七疊、こまし網三十疊がみられる。

同じ貞享3年の荒井村差出帖¹¹⁾では海老網、四艘張網、ぼうけ網、手繰網の網漁業がみられ、貞享5年同村差出帖覚によれば海老網、立網、手繰網、平目網、四艘張網とあり、これら一連の史料により近世における比較的早い時期の相模湾漁業を垣間見ることができる。

これらの漁法が同じ相模湾の類似漁村とみられる第13、14表に示された明治24年網代村(伊豆国)の漁種、漁法に至るまでの栄枯盛衰に関連しており、ここでは論考をさけるが年代的にかなりの隔りがあるにも拘らず相互に共通した漁法が散見できる。故に前述明治期の漁法との比較も意義がある。

(4) 漁撈技術と漁業生産の規模

さきに、史料にあらわれた漁種の頻度のうち、相模湾沿岸の各漁村においてかなり広範囲にわたって散見できた漁業に鰹漁がある。

相模における鰹は徒然草や北条五代記などの文献によって鎌倉時代に遡ることができることは既に先学が触れたことである。

しかしながら本稿では近世に論をとどめ、この時代における相模湾を全体としてみる時、史料に

第 13 表 網代村の釣漁種

(明治 24 年)

No.	釣 漁 種	艘 数	No.	釣 漁 種	艘 数
1	ま ぐ ろ 釣	20	11	む ろ 釣	45
2	ぶ り 長 繩 釣	19	12	う ず わ 釣	70
3	き す 長 繩 釣	5	13	い か 釣	82
4	た い 長 繩 釣	19	14	く ろ だ い 釣	5
5	か さ ご 繩 釣	6	15	あ こ う 釣	19
6	あ じ 釣	45	16	た い 立 繩 釣	20
7	さ ば 釣	45	17	か つ お 釣	50~60
8	い さ ぎ 釣	45	18	す ず き 釣	10
9	め じ か 釣	45	19	わ ら さ 釣	10
10	む つ 釣	45			

水産事項特別調査「静岡県水産誌」より(第 14 表も同じ)

第 14 表 網代村の網漁種

(明治 24 年)

No.	網 漁 種	張 数	No.	網 漁 種	張 数
1	根 拵 網	3	10	中 目 棒 受 網	20
2	立 網	12	11	小 目 棒 受 網	40
3	揚 繰 網	7	12	し い ら 網	29
4	ま ぐ ろ 巻 網	1	13	い な だ 網	4
5	さ ん ま 網	6	14	叩 網	6
6	ぶ り 網	50	15	四 艘 張 網	2
7	え び 網	50	16	た い 網	1
8	七 目 網	60	17	撒 餌 曳 網	29
9	丈 高 網	40			

あらわれた漁法をすべて明確にすることは紙面の関係もあるため各漁村にかなり共通し、継続してみられる漁種である鰹漁をもってここに一考を加えたい。

鰹漁業は貞享3年宇佐美村(伊豆国賀茂郡)の史料にみられるごとく「かつお釣」漁法と嘉永以前から前川村(足柄下郡)でおこなわれていた「鰹地曳網」などの網漁とがあったようである。

鰹釣漁業には天保13年の「釣客伝」にみられる大磯小磯沖の一本釣りによる方法や第9表で文化11年三崎にみられる鰹長繩による漁法があり、これは竿で釣る所謂一本釣に対して、幹繩に枝糸を何本もつけた延繩漁法である。鰹網漁法には前述の地曳網によるものと揚繰網、流し網による漁法とがあった。また明治5年の福浦村と近隣各村地先との各種漁業入会に関する史料に鰹巻網の漁法がみられる¹²⁾。

同じ鰹漁業でも釣漁と網漁が同時におこなわれる場合は鰹漁業者間の問題も絶えなかったようである¹³⁾。

鰹釣漁業でもその規模はまちまちで沿岸小規模の一艘に三、四人乗り組み出漁¹⁴⁾するものから伊豆、房州方面まで旅船として出漁するものまであり、その実態は次の史料によるごときものであった。

鰹漁船之儀は海士船と申し壹艘江二十八人乗組餌漁舟之儀は活漁船と申十四五才より十八九才まで五十才より六十才ノ人八九人も乗組鰹餌ふまし取船壹艘へ四五人乗組壹職四十人乗余も無御座候ハ自由の働き不相成大職之儀に御座候¹⁵⁾ 文化十五年五月 (略)

鯉船仕立方策事仕用¹⁶⁾

一、鯉釣船

一名海土船与唱申候

長三丈五尺より七八尺位迄

横八尺より九尺四五寸位迄

櫓七挺立

帆近江産貳拾枚中江木綿幅広サ四五尺入

乗組漁師貳拾人より三拾人 位迄

右船 = 而三月下旬より四月晦日迄豆州房州辺旅漁 = 罷出鯉漁仕五月朔日より九月九日迄地鯉漁仕候・・
(略)

以上のごとく、近世相模湾における鯉漁業に限定して漁法や規模をみても、多種多様の技術や漁業生産がみられ、漁撈技術や生産規模に時代的な変遷がうかがわれ、発展の推移を知ることもできる。

また近世の相模湾における各村ごとの鯉持船について付言すれば、例えば文化 14 年小坪他七ヶ浦における鯉船所有状況¹⁷⁾は第 15 表に示すごとくであった。

このように相模湾沿岸における漁業生産は多種多様であり、特定の時代あるいは地域を限定しても漁業生産の形態を類型化することができないほど複雑多岐にわたっている。即ち、各漁村共にあまり隔たりのない各種の漁法が並存した状態において漁業生産がおこなわれ、前述のごとく特定地域における漁場の条件、多少の漁撈技術のちがいを媒介として、相模湾沿岸漁村は徐々に、あるいは急速に発展、変質していったものといえよう。

第 15 表 鯉持船
文化 14 年 9 月

村	名	船	数
小	坪	村	8
三	ヶ	浦	8
秋		谷	3
芦		名	2
佐		島	5
長		井	6
三		崎	11
城		村	3

(秋谷、若命家文書より作成)

- 註 1) 江戸市場との結びつきについては三崎の円照寺所蔵「城村旧記写」に元和元年、間宮高則が水主三十人を残して江戸へ引揚げたが、この水主が諸魚を釣り江戸表へ送ることをはじめたとあり、また天明 18 年の津久井村明細鑑帖に「一、村地方地引魚漁仕候江戸送茂御座候」(西脇時雄家史料)など枚挙にいとまない。さらに上方方面に需要のあった魚肥については寛保 3 年の登荷の中にはじめて「相州の干鰯」がでてくる。(諸色登高及銀高表——大阪市史第 1 巻)
- 2) 清光照夫「漁業の歴史」至文堂、昭和 32 年、188 頁
- 3) 4) 羽原又吉「日本漁業経済史」中巻 2、岩波書店、397 頁
- 5) 「逗子市誌」第 5 集、小坪文書
- 6) 三浦市南下浦松輪・藤平二郎家文書
- 7) 「相州西郡西筋真鶴村書上ヶ帖」真鶴町岩・松本敬家史料、寛文十二年(宝暦四年の後書あり)
- 8) 中野敬次郎「小田原近代百年史」小田原地方の定置漁業
- 9) 前掲「真鶴村書上ヶ帖」
- 10) 「伊東市史」383 頁
- 11) 「神奈川県定置漁業史資料」第 1 輯、小田原市立図書館蔵
- 12) 「小田原漁業史資料」小田原市立図書館蔵、分類番号 K 663-1
- 13) 伊豆川浅吉「日本鯉漁業史」下巻、延享五年(祭魚洞文庫所蔵文書) 55~56 頁、文部省史料館蔵
- 14) 黒田五柳「釣客伝」天保十三年、秘伝集所収
- 15) 横須賀市秋谷・若命家文書
- 16) 逗子市小坪・草柳家文書
- 17) 横須賀市秋谷・若命家文書

第3章 漁獲物の商品流通——いわゆる新肴場について——

近世初期極めて零細なかたちで出発した三浦半島相模湾沿岸の漁業は、江戸の都市としての発展にともない、漁獲物の供給地として急速に発展していくが、漁獲物の流通は、まず、領主の御菜肴としてとらえられたことによって流過程で極めて強い統制を受けるという特殊な形態となった。

江戸における魚市場の設立に関しては、羽原又吉氏の『日本漁業経済史』中巻2に詳しいが、その概要を示そう。慶長年中幕府の御菜肴御用として納入した残余の部分を中心に売さばくため、日本橋本小田原町へ売場が開設されたのに始まるという。そして寛文5年の段階で本船町、本船町横店、安針町に問屋が設定され四組問屋といわれた。延宝2年には、ここで問題の新肴場が本材木町に設けられ五組となり、安永6年までに本芝町、芝金杉町に、そして、安政年間には深川に問屋が設立され、全部で八組問屋となった。このように江戸への人口が集中するに伴ない、生鮮魚介類の需要増によってつぎつぎと新しく魚問屋が新設されていった。

さて、延宝2年に新肴場が設立されるについてはつぎのような事情があった。さきにも記したように、魚問屋は幕府の御菜肴調達が業務の重要な側面であった関係上、幕府の保護のもとに前期的問屋資本を貸付けることによって、問屋自身が漁獲物の流通を独占していくことが一般的であった⁴⁾。そして、資本の仕込関係には、持浜（仕入浦）と散し浜の2形態⁵⁾があったと言われ、持浜とは、魚問屋の仕込関係が1村全部に及びその村で必要とする漁業経営の費用を仕込むかわり、漁獲物全部をその問屋に売らなければならない、散し浜は、1村あげて特定の問屋に漁獲物を売らなければならない義務を負わない関係で、一般の他の地域の漁村はこれであった。三浦半島、相模湾沿岸漁村は、持浜制度によって流過程を押えられていたようである。したがって、問屋は、御菜肴調達の損失を荷主たる漁民に転嫁し⁶⁾、その意味で問屋口銭も高かったわけである。

そのため漁民は、問屋口銭を引き下げ、自己の利益を護る必要から延宝2年7月、武州の本牧、小柴、野島、室之木、相州の横須賀、大津、馬堀、走水、鴨井、東浦賀、西浦賀、栗浜、松輪、三崎、城ヶ島、城、小坪の17カ村は勘定奉行に対し、本小田原町、本船町の魚問屋を相手取り、1割6分の高い問屋口銭引き下げにつき訴訟を起した⁴⁾。勘定奉行では、双方の代表を呼び出し斡旋を行なったが、問屋は「口銭引下迷惑之趣強て申立」たので、「然上は何方え成共新規魚問屋取建、勝手ニ魚類差送可申」との沙汰が下された。ところが、右17カ村は、両魚問屋に3千両にのぼる仕込金の借金があり、これの返済に差支えたため、本材木町2丁目、3丁目の9軒の家持え相談し、家持は浦方と話し合の末、銘々所持の土地を「家賃＝差上」げ、幕府から6千両を拝借して17カ村の旧借返済と、仕込金および新肴場設立の資本金とした。かくして、同年11月に新肴場設立のはこびとなった。そして、幕府からの拝借金返済に関しては、17カ村の送り魚仕切高の1割を引き、5分を問屋口銭に、3分を町入用に、2分を溜金に定め、この溜金を問屋、浦方が立会勘定し、毎年2千5百両宛5カ年賦をもって返済する取極めを行なった⁵⁾。同時に、勘定奉行は、17カ村の漁獲物全てを新肴場へ付送ること、他国者でも17カ浦の漁場における漁獲物も同様新肴場へ送ること、および海上船中での魚類売買を禁止する高札を立てさせた。これは、幕府と新肴場問屋双方の要求の一致点であったと思われる。この後、延宝5年には、須賀、平塚、大磯、小磯、本郷、本郷新宿、梅沢、塩梅の8カ村が、また、同7年には、材木座、坂之下、腰越、江之島、片瀬、鶴沼の6ヶ村⁶⁾が新肴場に関係するようになった。これら三浦半島から相模湾沿岸の小田原にかけての31ヶ村を新肴場の「附浦」といった。そして、附浦としてとらえられた31ヶ村は、漁業の発展段階において他浦と比較し一歩さきんじた村落であり、運上金を収めることによって領主から漁場特権を与えられていたものであった⁷⁾。

右のような新肴場の設立事情に関し羽原又吉氏は「延宝年代に問屋仕込金による不利の従属関係

を絶って漁民自らの手による販売機関を自らの力によって創立したことは特に注意すべき点⁹⁾であると極めて高い評価を与えているが、二野瓶氏はこの評価に対し新肴場の設立が「問屋仕込制度を消滅させたものではなく」、江戸の生鮮魚介類の需要増にともなう問屋数の増加と、競争過程での一特殊現象であるとし、その特殊現象を「いくつも組を異にする魚問屋間の荷引き競争が最後に生み出した市場配分の形態」ではなかったかとし、そして、この形態が抜売り、脇売りを防止しやすいものであった⁹⁾、というのである。

ここにあげた両氏の見方の違いは、つぎの点にあるのではなからうか¹⁰⁾。つまり、新肴場は、その設立の段階では、旧魚問屋が仕込制度を通じて漁獲物の流通統制を行っていたことに対する漁民側の抵抗的対応であった面をみることができるが、他方幕府の貸付金による新肴場の問屋を通じた仕込関係の継続と御菜肴供給市場であったという側面も強くもっていた。したがって、新肴場の展開過程で、その附浦の漁業にとっては、新肴場が発展的要素からしこくへと性格転換をしたことにあるのではなからうか。そして、漁民のこれに対する対抗が、ほかならぬ抜売り、脇売りの多発という現象であった。

さて、以上の点につき若干たちいってみよう。即ち、「延宝度新肴場取建候頃ハ浜方ノ出稼致候者迄新肴場問屋共厚世話仕候程ニ付都而仕切直段正路ニ致呉候」¹¹⁾て、附浦漁民にとって旧魚問屋より有利な条件が確保できたとしている。つまり、この段階では旧魚問屋の仕込関係による市場統制から脱して新しく漁業生産を発展させる要素として新肴場が作用していたことを物語っている。

ところで、新肴場設立当時幕府からの拝借金返済については、2分を溜金し5カ年をもって返済することになっていたが、17年経た元禄5年4月にいたり右溜金により返済に十分な資金が蓄積されていながらもかかわらず、問屋から幕府へ返済されていないことが露見したため、前記17カ村を中心に附浦31カ村連名で、勘定奉行に対し返済不履行の訴訟がなされた¹²⁾。新肴場問屋はこの点につき種々弁明すると共に、同6年にいたり6千両全額を返納することとなった¹³⁾。同時に問屋は附浦確保の必要から、同年31カ村を従来通り新肴場附浦として認めてくれるよう勘定奉行に願出し、許可を得た。翌7年には各村の高札制から浦触制への変更が願い出され、これも認められた。これは、幕府への返納不履行が明かになった後では、問屋行事が浦触を各村へ持参し、いちいち請印を取る必要を痛感したからであろう。

一方、漁民側の考え方からすれば、一種の仕込金制と映った幕府貸付金を全額返納した後は、もはや新肴場の市場統制下に置かれる必要はなく、他の魚問屋へ付け送る権利を得たものと考えたのも当然であったと思われる。元禄13年に、武州本牧村以下相州塩梅にいたる25カ村が、ついで14年には相州材木座村以下6カ村が新肴場附浦免除願を勘定奉行に提出するにいたった¹⁴⁾。これら両願は拒否されたが、このような行動に31カ村漁民をかりたて裏には、新肴場およびその附浦という漁獲物の商品流通機構が、すでにこの段階には、漁業発展にとって、マイナスの条件になりつつあった事情があったからだと思われる。ただ、この時期の原史料が未発見のため実際に則して記述できないが、例えば、明治2年維新政府に対して出された附浦免除願のなかに、「近來新肴場問屋共御膳御用之権威ニ誇不実勝手之取斗而已ニ而近隣浦々本船町其外江売捌候魚直段ニ引競候而ハ平常大鉢半減之安直段ニ仕切候ニ付」¹⁵⁾元買値段も自然安くなって、新肴場附の漁師のみ困窮しているとの文言がみえるが、額面通り受けとれないとしても、元禄段階の一連の事件にてらして一考を要することであると思われる。したがって、この後は、二野瓶氏も指摘するように、漁民側からは様々の手段を用いた抜売り、脇売りがひんばつするのであり、江戸における生鮮魚介類の需要の増大が一層この傾向に拍車をかけ、市場統制を打破していこうとするわけであろう。

一方、新肴場問屋は、幕府権力の保護のもとに、脇売買禁止を勘定奉行に要請し、享保6年、延享4年、安永6年、文化12年とつぎつぎに浦触を受け、各村の請印を要求し、問屋行司を巡廻さ

せ厳しく統制の網を張りめぐらせ、脇売り、抜売りを摘発して詫状を取り、同時に多額の内済金を要求するのであった。このことは、一面では、領主権力の強大さ、問屋の市場統制の強さを示すのであるが、他面、それにもかかわらず、繰り返し脇売りを行なうことによって統制にたちむかう漁民の方向をこそ評価すべきではなかろうか。しかも、第1章において既述のごとく、村落構造そのものが新肴場をめぐる市場統制を打破しようとする様相を呈していたのである。

各村の具体的な動き、流通の様相、総じて経済外強制との対抗関係維新以後の推移等については稿をあらためて問題としたい。

- 註 1) 羽原又吉著『日本漁業経済史』中巻2, 647 頁
 2) 二野瓶徳夫著『漁業構造の史的展開』, 119 頁
 3) 前掲羽原著, 646 頁
 4) 『東京市史稿』産業編第7巻, 91 頁
 5) 『逗子市誌』第5集下, 536 頁
 6) 同上。二野瓶氏は新肴場附浦の年代設定につき、前記史的展開の中で異った記述をしているが、ここでは一応、地元の史料によつた。
 7) 前掲, 羽原著, 643 頁
 8) 三浦市松輪, 藤平家文書(年不詳)には「拾四ヶ年以前辰ノ年ハ金拾八両ニ御掛被為仰付候故去辰之年迄無恙御運上金差上申候……九年以前丙ノ……海上者入会たる之間相互ニ漁致候ニ与被為仰付至極迷惑ニ奉存御運上金松輪村ノ差上入会場所ニ可被為仰代筋与者不奉存候」とあり、又、『逗子市誌』第5集上, 117 頁に「二町谷村地先も三崎町漁場ニ御座候……」とするように新肴場附浦に設定された村落は先発漁村であったことに間違ない。
 9) 前掲二野瓶著, 120 頁
 10) 羽原氏は、延宝2年段階旧魚問屋を否定して新肴場が設立されたのは、漁民のイニシャチーフによるという点を強調するのに対し、二野瓶氏は、その後の脇売詫状等の具体的な動きに力点をおかれているようである。
 11) 『逗子市誌』第5集, 538 頁
 12) 三浦市三崎町, 鈴木ミヤ氏所蔵, 浜田勘太氏筆記「新肴場之古記録」より引用
 13) 『東京市史稿』港湾編第2巻, 49 頁
 14) 『逗子市誌』第5集, 534 頁
 15) 同上
 16) 浦賀ドック所蔵文書, 「覚」より。

第4章 漁業年貢について

(1) 戦国期の漁業年貢

近世の漁業年貢について考察する場合、その祖型としての戦国末期の漁業年貢について検討しておく必要がある。ここで対象とする相模湾沿岸地域は、戦国期には戦国大名後北条氏の支配下にあったことは衆知のところである。そこでこの後北条氏の漁業年貢について、三浦半島に現存する数点の文書を掲げて、簡単に検討してみたい。

①御預ケ之加つら網之為御

用船壹艘可仕之由申
 上候於彼舟不可有諸点
 役候若横合非分有之
 付而者为先此御印判
 可致披露於自今以後
 者加つら網船何艘も
 仕立可申諸役等可有
 御赦免何も以此文言
 御印判可被下者也

仍如件

永祿十年

(北条氏規朱印, 印文「真実」)

丁
卯

三月廿五日

「南条因幡守
奉之
永嶋出雲守」
(異筆)

田津舟持
助右衛門

これは三崎の城主をも兼ねていた北条氏規の出した文書で¹⁾、「かつら網」のための船1艘の諸役を免除し、今後はかつら網船を何艘仕立てても全て諸役を免除すると、網船の建造を奨励していることは注目される。またこれは、当時後北条氏が一般的に漁船に諸役をかけていたことをも示している。また宛名の「助右衛門」は、田津浦(現横須賀市)の舟持で、この地の漁業をおさえる有力土豪であったと思われる。

②かつら網改而被仰

付候於何事も無沙汰
なく可走廻候如前々
網之うほ可被下者
也仍如件

(北条氏規朱印, 印文「真実」)

己
卯

式月十一日

南条因幡守
奉之

助右衛門

これは前文書と同じく、北条氏規の朱印状で、「かつら網」の保護を示したものである。「かつら網」は、主として鯛を捕獲する網で、後北条氏は「かつら網」を保護することによって、御菜魚としての鯛の貢納を確保しようとしたものであろう。この文書の于支は一見「乙卯」と読めるが、これでは弘治元年となり、氏規がまだ幼少のため不合理なので、おそらく「己卯」と読むべきで、天正7年の文書であろう。

③葛網必毎年無々

沙汰可走廻候當年
之儀者菅谷織部丞
大手御陣へ被召連
候間山本隼人御厨
一助兩人被仰付候
彼兩人相談可
走廻者也仍如件

(北条氏規朱印, 印文「真実」)

酉

二月廿三日

南条因幡守
奉之

これは前同様、田津浦の葛網について出されたものである。文中の「菅谷織部丞」は、この田津

浦の葛漁業の中でどのような位置を占めていた人が明らかでないが、「大手御陣」即ち戦陣への参加を命ぜられている。おそらく、船あるいは水主等を引連れての水軍への参陣であったと思われる。この文書に記されている于支は「酉」で、元龜4年(天正元年)及び天正13年の両年が考えられるが、筆跡等からみると天正13年が適当と思われる。またこの文書の宛名は、切取られていて不明である。

④従前々有田津浦葛

網之儀走廻候然=近年
 此方より御用諸浦次=被
 仰付故致退転之由申上候
 向後ハ自此方被仰付
 御用葛網之外ハ被仰
 付間敷間早々如前々田津
 可被帰假初=も此方為無
 御印判誰人申付候共御用等
 走廻間敷者也仍如件

(北条氏規朱印, 印文「真実」)

丁亥
 四月十三日
 井出内匠助
 奉之
 永嶋出雲守
 同 右京助

これは、田津浦の葛網が近年「御用」を諸浦同様にかけているため退転してしまったが、今後は「御用葛網」以外は申付けないので再び取立てるように命じたものである。ここでいう「御用」とは、おそらく前文書にみたごとく軍陣への船、夫役の徴発であり、これが加重となって田津浦の漁業(かつら網)が退転してしまったものであろう。また諸浦々へこのような「御用」がかけられていたことは、後北条氏が沿岸村々に要求した貢租の主体は軍事的な夫役(役船)徴発であったことを物語っている。また、この田津浦に限って夫役等を軽減して保護をはかった「御用葛網」とは、おそらく「葛網役」とでも言うべきもので、戦国領主の御菜魚として重要な鯛の上納を確保しようとしたものであろう。

⑤明後六日=鯛卅枚、あわび百盃相調可持来候、
 替り者於此方可被為渡候由被仰出候、始而之
 御用被仰付候間、少も無如在、必々六日=者夜通
 も可持来候、至無沙汰者可為曲事候、御看
 共ふゑん可相調者也、仍如件

(朱印, 印文不明)

申
 正月五日
 関修理亮
 奉之
 鈴木とのへ

これは年代不明の文書²⁾だが、後北条氏が日限を切って鯛30枚、あわび百盃を調達するように命じたものである。宛名の「鈴木との」は、久里浜辺の土豪であったと思われる、久里浜から小田原

まで必ず指定の日までに夜通しでも持参するように、肴は「ふえん」即ち塩にせず生肴で上納することを厳命している。このように、いつでも必要に応じて御菜魚を調達出来る体制を整えておくために、前文書にみるごとき「かつら網」の保護奨励が必要であったのである。

以上ごく簡単に漁業関係文書の検討を行なったが、これによっても、後北条氏の漁業政策は、③文書にみるごとき戦時の水軍編成のための役船・夫役の徴収、そのための船の建造奨励と、⑤文書にみるごとき必要に応じた御菜魚の徴発を常に確保しておくための御用葛網の保護であったのである。即ち、ここにおける漁業年貢は、軍事的要請からの夫役・役船と、御菜魚としての現物貢租の二つであったということが出来る。

このような戦国期の漁業年貢の基本的な形態は、そのまま近世初期の漁業年貢の祖型であったものと思われる。

註 1) ①～④までの文書は、旧永島家所蔵のもので、現在は横須賀市立図書館にある。この一連の文書の写は、「新編相模国風土記稿」、「相州文書」等にもあり、原文書と多少異り問題があるが、古文書学的考察は別稿にゆずり、ここでは最近発見された原文書に依った。

2) 横須賀市浦賀、鈴木美枝子氏所蔵文書。

(2) 近世漁業年貢の諸類型

漁業に関する年貢は、近世の貢租体系の中で「小物成」「浮役」等の雑年貢として扱われたため、本年貢にみるごとき整備された形態がなく、各村々の種々の要因により一見無原則ともみえるほど複雑な形態をとる場合が多かった。本稿でとり上げる地域についてみてもその事情は同じで、第16表にみるごとき各村々に非常に多種多様な漁業年貢が存在していたことが知られる。しかしこのように複雑な名称・形態を持つ漁業年貢も、その性格から考えると、いくつかの類型に分けることが可能である。先ず年貢賦課の対象を基準としてみると、次の五つに分けることが出来る。

第1は、「本船役」、「新船役」、「小船運上」、「押し送り船運上」のごとき「船」を対象とするもの。

第2は、「浜方運上」、「魚漁運上」等のごときその村の海浜あるいは海域や漁業全体にかかるもの。

第3は、「網役」、「鯛網運上」、「老海網役」等の網を対象とするもの。

第4は、「鮑運上」、「初鯉運上」、「干鯛口永」のごとき漁獲物を対象とするもの。

第5は、「肴小買運上」、「肴仲買冥加」のごとき漁獲物の流通過程にかかるものである。

また、これらを各村ごとにみてみると、どの村にもこの5類型の年貢が存在するというわけでもないことが知られよう。しかし、どの村にも必ず存在する年貢が一つだけある。それは「船」を対象としたもの、特に「古船役」、「本船役」等といわれるものである。これのない村は、たとえ海付であっても漁業を行なっていない。たとえば、三浦郡林村は、海付の村であって製塩業を行なっていたらしく、「塩浜運上」、「塩浜鍛口永」を上納しているが¹⁾、「船役」はなく、漁業は行なっていなかった。即ち、この地域の基本的な漁業年貢の形態は、「海石」でも「水主役」でもなく、「船役」であったのである。そしてこの「船役」を負担することが、漁業を営む権利、即ち封建的漁業権¹⁾(漁場占有権)の公的根拠であったと思われる。

では何故、漁業年貢の基本が「船役」であったのであろうか。それを考えるためには、前節の戦国期の漁業年貢の形態が参考になる。即ち、近世初期の封建領主が最も強力に浦付の村々に対して課したものは、軍事的要請からの夫役、船役であった。たとえそれが現実に徴発されなかった村々があったとしても、原則的には夫役、役船負担は存在していたのであり、それが軍事的な要請のうすらぐ段階で「船役」となったと思われる。そしてこの「船役」は、現在われわれの知る段階ですでに金納となっているが、それは漁業が早い時期から商品生産的な特殊な性格を持ち、そのため

第 16 表 漁 業 関 係

年貢名 村名	(古,本)船役	新 船 役	船 役 冥 加	小 船 運 上	小 漁 船 運 上	繩 船 運 上	天 当 船 運 上
小 坪	14,500.5						
桜 山	な し						
堀 之 内	1,719.2						
一 色	455.1						
下 山 口	200						
秋 谷	2,200						
芦 名	1,000		830				
佐 島	6,504.9						
長 坂	な し						
荻 野	な し						
大 田 和	な し						
林	な し						
武	な し						
長 井	10,753.4	17,500					
本 和 田	153	525					
竹 之 下	な し						
赤 羽 根	217						
入 江 新 田	な し						
下 宮 田	200						200
三 戸	303						
網 代	500						
諸 磯	275.4						349.7
三 崎 町	25,625	釣 5,000					
城 ケ 島	1,000	3,000					
二 町 谷	2,878	1,062.5					
向 ケ 崎	1,000						
宮 川	1,437						
毘 沙 門	250	250					
松 輪	249.8					18,014.6	
金 田	300	450					750
菊 名	447						
上 宮 田	68		198.3	539.8	735		

年 貢 一 覧 表 (一)

押送船運上	船方冥加	浜方運上	浜役運上	魚漁運上	入海魚	運上	磯魚運上	磯魚拾代	掛運上
	7,475								
	5,621.6		14,191.9						
				5,100		5,000			
				5,100					
404									
							146		186
250									
500									
		15,000							

第 16 表 つ

年貢名 村名	網運上(網役)	鯽網運上	鰻網冥加	老海網役	地漁 曳運 小上	小マセ運上	初經運上
小 坪 桜 山 堀 之内 一 色 下 山口 秋 谷 芦 名 佐 島 長 坂 萩 野 大 田 林 和 武	100		2,000				
長 井 本 和 竹 之 赤 羽 入 江 下 新 三 宮 網 戸 諸 代 三 磯 城 ケ 島 二 町 向 ケ 谷 宮 崎 毘 沙 松 輪 金 田 菊 名 上 宮 田	7,573	1,000		5,000 6,500 (菱突) 6,005,1	10,000	5,000	2,000

づ き

輕節運上	生輕振替 運上	磯炮運上	磯目虫冥加	干鰯口永	小納屋運上	肴小買運上	元肴仲 買冥加
			3,000				3,000
		4,000					3,000
							250
							500
		3,420					500
		750					250
		13,500					1,000
1,500	1,250	13,500					2,500
							250
							500
11,562.5		14,788.2					750
1,250		3,934					2,250
		2,878					500
							500
		10,300					1,750
						750	250
		252.8					250
				260.9	429.47		200

漁業関係年貢一覽表(二)

年貢名 村名	船役永	船役漁役	船浦役	船方冥加	浜役永	浦方永	魚漁運上	鮫運上	磯鮫運上	鮑采螺	看仲買	看仲買入	看運送	看江戸船
沼間	な			文 8,123.9	文 21,579.5		文 2,912.6					文 1,750	文 485.4	文 250
浦郷	し 1,458.4			917.5										
田浦	729.1										750			
船越	な			2,590.7	1,791.8									
新田	し			933.4										
長浦	702.9				22,040.7									2,000
逸見	2,708.3													
横須賀	2,667													
不入	な													
斗野	し													
佐野	し													
中里	し													
深田	312.5					4,095.2								
大津		2,750		1,581.3										
走水	6,908.4			7,169.6						664.4	1,000			
鳴居	27,234.9													
森崎	な													
公郷	し			4,801.5	11,163.9						1,000			
八幡	1,084.1													
久里		17,145.9												
浜								1,860.5	4,805.1					

貨幣経済との関連が深く、軍事的要請の消えた非常に早い段階で、たちまち金納化されてしまったことによるものと思われる。しかし、潜在的にはその原則は残ったのであって、幕末に至り異国船警備という特殊な条件の下では、再び復活する姿をみる事が出来る。

註 1) 「元治元子ノ明治元辰迄五カ年平均御収納書上帳」, (佐島・福本光男家所蔵文書)。

2) ここでいう「封建的漁業権」とは、一般的な意味での漁業権を意味しない。近世においては、漁業権は封建領主の手中にあり、漁民は年貢、夫役を負担することによって、漁場の占有権的利用を許されていたものとする。このような漁民の持つ占有権的利用権を、ここでは「封建的漁業権」と呼ぶことにした。

(3) 漁業年貢の史的展開

前節で、漁業年貢の諸類型の中から「船役」が基本的なもの、即ち漁業生産に欠くことの出来ない漁場の占有権的利用の基礎であったことを指摘したが、では他の漁業年貢との関係はいかがであったか。それを明らかにする一助として、漁業年貢の歴史的变化を比較的史料に残っている3カ村について簡単にみてみよう。

まず、三浦郡二町谷村についてみると¹⁾、ここは三浦半島の先端近く相模湾に面した漁村で、慶安2年の年貢割付によると、村高153石2斗3升、その内田方72石2斗5升8合、畑方80石9斗7升2合と畑方の多い村であり、領主は三崎の代官安部次郎兵衛正成の支配地であった。先ずこの村の漁業年貢についてみてみよう。

この村の現存する史料の中で、最初に漁業年貢について知られるのは慶安2年の年貢割付であり、そこには「船役」と「かつぎ役」がみられる。「船役」の額は金1分で、特に註記はなく、何艘分の年貢か不明だが、後の承応3年の史料から考えると二艘分であったらしい。「かつぎ役」は金3両3分だが、これは匁450匁の代で、1両に付120匁としての計算であった。これは「かつぎ役」が初期にあっては現物納であったことを示している。即ち、慶安以前には匁を現物で納めていたものが金納化され、その故に匁何匁代何匁替と換算率が附記されたものと思われる。この以後にあっては、時には匁の現物納が行なわれる場合もあった。承応3年の年貢割付には、「上匁貳拾匁、御城へ浜塩メ上申候」とあり、「かつぎ役」の一部が現物、即ち「塩メ匁」として江戸城へ納められている。この「かつぎ役」あるいは「匁役」が本来現物納であるというたてまえば、幕末まで残り、金納であるのに年貢割付には常に「四百五十匁代」と附記されていた。

第17表は、この村の漁業年貢の変遷を示したものである。これをみると、承応2年まで「両」であった年貢が、承応3年より「永」で表わされるようになる。そして明暦2年から「船役」に「新改船役」という名称が使われ、寛文頃から「船役」が分化し、「船役」に対して「新船役」が現われる。そして延宝頃から「船役」は「本船役」として額が固定化し、「新船役」が専ら現実の船数の増減に応じて変動するようになる。また「かつぎ役」は、承応頃から「役匁」、万治頃から「匁役」と名称は少し変わるが、金額は承応以来全く固定する。そして元文頃、漁業年貢の額の表示が「永」から「銭」に変るが、これは全く表示の変化であって金額は変わらない。そして会津領となった文化8年以後、固定化した「本船役」と「匁役」は合一されて、「新船役」との二本立となる。「新船役」は「年々増減」がたてまえたが、現実には全く変化がなくなってしまう。そして弘化頃から、「肴仲買運上」「肴仲買冥加」という新しい漁業年貢が現われる。これはこれまでの漁業年貢が、船あるいは漁獲物を対象としたものであったのに対し、漁獲物の流過程、具体的には魚小買商人を対象とするものであった。この内、「肴仲買冥加」は、嘉永の株仲間再興令以後の名称であったと思われる。

次に、三浦郡菊名村についてみてみよう²⁾。菊名村は、慶安元年の年貢割付によると、村高169

第 17 表 二町谷村漁業年貢変遷表 (年貢割付より)

	(本) 船 役	新 船 役	かつぎ役(蚰役)	着仲買 運 上	元着仲買 冥 加	本 船 役 運 上	代官・領主名
慶安 2	1 分		3 両 3 分				安部次郎兵衛
" 3	1 分	1 分	"				"
" 4	1 分 2 朱		"				"
承応 2	2 分		3両2分ト12匁5分				
" 3	永 500 文		永 3,501 文				安部次郎兵衛
明暦 1	275		3,750				"
" 2		永 500 文	3,750				"
" 3		"	"				"
万治 1		"	"				松崎権右衛門
" 3							
寛文 1		500	3,750				松崎権右衛門
" 5							
" 6	625	500	3,750				山本六右衛門
" 7	"	"	"				
" 8							山本六右衛門
延宝 1							山本□兵衛
" 3	375	1,188	不 明				山角藤兵衛
" 4							
" 6							
" 8	375	625	3,750 文				
天和 1							
" 2	375	800	3,750				
" 3							
貞享 3							
" 4	375	1,500	3,750				山岡伝五郎
元祿 1							
" 2	375	1,605	3,750				
" 4							江川太郎左衛門
" 5	375	2,125	3,750				"
" 7	"	"	"				"
" 16	"	1,875	"				
宝永 3	"	1,625	"				
正徳 1	"	"	"				
" 2	"	"	"				
" 3	"	"	"				増弥五左衛門
" 4	"	"	"				
" 5	"	"	"				遠藤七左衛門
享保 5	"	1,750	"				
" 9	"	"	"				鈴小左衛門
" 20	"	1,062.5	"				
元文 3							上原
" 5	銭 2,000	1,062.5	銭 18,000				"
寛延 2	"	"	"				
" 4	"	"	"				上原元次郎
宝暦 3	"	"	"				

第 17 表 つ づ き

	(本) 船 役	新 船 役	かつぎ役(鮑役)	肴仲買上 運	元肴仲買加 冥	本 船 役 上 鮑 運 上	代官・領主名
明和 3	銭 2,000	1,062.5 文	銭 18,000				上原元治郎
文化 7	"	"	"				上原藤三郎
" 8							会津様
" 9		1,062.5				永 3,256.1 文	原又助
文政 4		"					小田原様
天保 2		"				2,878	
" 9		"				"	小田原様
" 15							川越領
弘化 3				文 2,750			"
" 4		1,062.5				2,878	彦根領
嘉永 5		"			2,750 文	"	"
" 7							長州領
安政 3		1,062.5			1,500	2,878	"
元治 1		"			2,250	"	松本領
慶応 1		"			"	"	"

石余, この面積 25 町 1 反 3 畝 12 歩, この内田方 9 町 3 反 5 畝 29 歩, 畑方 15 町 7 反 7 畝 13 歩とやはり畑方が圧倒的に多い村であった。

この村の漁業年貢の初見は, 慶安元年の年貢割付にみえる「船役」で, 永 100 文を上納している。第 18 表は, これ以後の漁業年貢の変化を表わしたものだが, それをみてもわかるように, この「船役」の額は, それ以後延享元年まで変らない。「船役」について現われる漁業年貢は, 貞享初年に現われる「鮑運上」である。これは前にみた二町谷村の「鮑運上」とは異り, 最初より商人の請負による請浦運上として始まる。その後この金額は数カ年の請負年限の更新ごとに多少変るが, 延享以後はほとんど固定化する傾向がみられる。また, 宝永 4 年から新たに「干鯛口永」と「網役」が現われる。これは, この頃からこの村で鯛漁業が始まったことを示している。特に「干鯛口永」をみると, その額は毎年非常に変動している。これは, この「干鯛口永」がその年の漁獲量を直接に反映しているためと思われる。即ち, この「干鯛口永」のみからみても, 宝永頃から始まった鯛漁業は, 享保初年にピークとなり, その後はだんだんと減少して, 延享元年に終わっている。また「網役」もほぼ同じ動きを示し, やはり延享元年に「商人芝居銭」と共に消えて, この後は再び現われることはない。しかし, この延享元~2年という年は特殊な年で, 「古船役」「新船役」も多少変化しているが, これは, この村がこの年天領から酒井忠知領(前橋藩)に変わったという領主の変化も関係するものと思われる。この後, 文政初年から「肴仲買運上」が新設され, 幕末には「元肴仲買冥加」と呼ばれていた。これは前述の二町谷村と同じである。

最後に, 三浦郡松輪村についてみてみよう³⁾。松輪村は, 元祿 3 年の年貢割付によると, 惣反別 32 町 6 反 3 畝 26 歩, その内田方 10 町 6 反 6 畝 29 歩, 畑方 21 町 9 反 6 畝 27 歩とやはり畑方の多い村である。近世初頭から天領であつたらしく, 天和元年からは三崎奉行山岡伝五郎の支配地となり, その後は江川太郎左衛門の支配地となった。

この村の漁業年貢について最初に知られるのは寛文 9 年で, 「船役」「繩船役」「海老網役」の三種類があり, 「船役」は永 2 貫文, 「繩船役」は永 29 貫 610 文, 「海老網役」は永 6 貫文を上納している。その後は, 第 19 表にみるごとく, 寛文 12 年に「船役」が「本船役」と「新船役」に分れ,

第 18 表 菊名村漁業年貢変遷表 (年貢割付より)

	(古)船役	新船役	炮 運 上	干 鰯 口 永	大 網 碓 役	着 仲 買 運 上	元 着 仲 買 冥 加	商 人 芝 居 銭	代官・領主名
慶安 1	永 100文								
" 4	"								
承応 2	"								
万治 2	"								
寛文 1	"								
" 3	"								
" 4	"								
" 5	"								
" 6	"								
" 7	"								
延宝 1	"								
" 2	"								
" 3	"								
" 4	"								
" 5	"								
" 6	"								
" 7	"								
" 8	"								
天和 1	"								
" 2	"								
" 3	"								
貞享 2	"		永 1,500						
" 3	"		"						
元祿 1	"								
" 3	"		1,200						成瀬五左衛門
" 4	"		"						江川太郎左衛門
" 7	"		"						"
" 9	"		"						"
" 10	"		"					永 200文	"
" 11	"		"						
" 12	"		1,250					200	江川太郎左衛門
" 13	"		"					"	"
" 16	"		"					"	
宝永 2	"		"					600	
" 4	"		"	文 146.82	網役	500		400	
" 5	"	永 100文	"	48.75					
" 6	"	"		1,288					
" 7	"	250		184	網運上	4,000			
正徳 1	"	200		1,022.1	"	500		600	
" 2	"	150		75	網芝居	4,000		400	
" 3	"	"	750	354				600	
" 4	"	250	"	150				"	
享保 1	"	"	"	131.25					
" 2	"	"	"						
" 4	"	300	750	3,000	大網芝居	3,000		600	

第 18 表 つ づ き

	(古)船役	新船役	鮑 運 上	干 鰯 口 永	大 網 碓 役	着 仲 買 運 上	元 着 仲 買 冥 加	商 人 芝 居 銭	代官・領主名
享保 5	永 100文	300	750	698.54	大網芝居 1,000			600	
" 6	" "	" "	" "	623.96	" 1,000			"	
" 7	" "	" "	" "	833.3	" 1,000				
" 8	" "	" "	" "	762.7				600	
" 9	" "	" "	1,000	1,468	大網碓役 1,000			"	
" 13	" "	" "	" "	325.6	" 2,000			400	
" 17	" 300	" "	250	1,110	" 1,000			600	
" 18	" "	" "	" "		" "				
" 20	" 350	" "	" "						
元文 1	" "	" "	" "	297.54				200	
" 2	" 400	" "	" "	429				400	
" 3	" "	" "	375	340.86				"	
" 4	" "	" "	" "	166.8				200	
" 5	" "	" "	" "						
寛保 1	" "	" "	" "	274.8	1,000			400	
" 2	" "	" "	" "		1,674.8				
延享 1	" "	" "	" "	250.71	三役計 1,000			200	
" 2	99	343	250						御目付高橋運七他
" 3	" "	" "	" "						
" 4	" "	" "	" "						太田清六
明和 1	" "	" "	" "						郷要八
" 2	" "	" "	" "						郷三郎太夫
" 4	" "	" "	" "						
" 5	" "	" "	" "						
" 6	" "	" "	" "						
" 7	" "	" "	" "						
" 8	" "	" "	" "						小倉丹治
" 9	" "	" "	" "						沖忠左衛門他 (前橋在)
天明 5	" "	" "	" "						寒河江伝兵衛 (前橋在)
" 6	" "	" "	" "						
" 7	" "	" "	" "						
" 8	" "	" "	" "						
享和 1	" "	" "	" "						
" 2	" "	" "	" "						
文化 2	" "	" "	" "						吉田小十郎 明石多門
" 3	" "	" "	" "						
" 4	" "	" "	" "						
" 5	" "	" "	" "						
" 6	" "	" "	" "						小笠原次郎兵衛他 (在前橋)
" 7	" "	" "	" "						
文政 2	447	" "	252.8			永250文			
慶応 4	" "	" "	" "				永 250文		江川太郎左衛門

第 19 表 松輪村漁業年貢変遷表 (年貢割付, 皆済, 明細帳等より)

	船 役	本 船 役	新 船 役	繩 船 役	海老網役	鮑運上	看 仲 買 上 運	元 看 仲 買 冥 加	代官・領主名
寛文 9	永 2,000文			永29,610文	永 6,000文				
" 12		永 1,000文	永 1,375文	"	"				
天和 1		"	875	"	"				山岡伝五郎
" 2		"	"	"	"				
貞享 1		"	"	"	"				山岡伝五郎
" 2		"	"	"	"				"
元祿 1		"	"	"	"				"
" 3		"	"	"	"				"
" 13		"	"	18,000	"	永 7,500			江川
宝永 3		"	"	"	"				江川佐兵衛
" 4		"	"	"	"				"
正徳 3		"	"	"	"				江川太郎左衛門
" 4		"	"	"	"				"
" 5		"	"	"	"				"
享保 2		"	"	"	"				"
" 4		"	"	"	"				"
" 5		"	"	"	"				"
" 7		"	"	"	"	7,500			"
" 18		"	"	"	"				"
" 19		"	"	"	"				"
" 20		"	"	"	"				"
元文 1		"	"	"	"				
" 2		"	"	"	"				御目付岡田武七他
延享 1	250			"	"				
寛延 1	247			17,813	5,938	7,206			
宝暦 4	"			"	"	48,000			酒井雅楽頭内 郷新平
" 9	"			"	"	13,440			"
" 13	"			"	"	10,080			"
明和 2	"			"	"	"			
" 3	"			"	"	"			
" 4	"			"	"	"			
" 5	"			"	"	"			
" 6	"			"	"	"			
" 7	"			"	"	"			
安永 3	"			"	"	"			
" 5	"			"	"	"			寒川江伝兵衛他
寛政10	"			"	"	7,274			
享和 1	"			"	"	10,215			
文化 7	"			"	"	9,895			川越領
天保 5	249.8			18,014.6	6,005.1	10,300	永 250	文	浦賀御預所, 中務
" 6	"			"	"	"	"	"	
" 7	"			"	"	"	"	"	
" 8	"			"	"	"	"	"	
" 9	"			"	"	"	"	"	

第 19 表 つ づ き

	船 役	本 船 役	新 船 役	繩 船 役	海老網役	蛇運上	肴仲買運上	元肴仲買冥加	代官・領主名
天保10	249.8			18,014.6	6,005.1	10,300	250		
" 11	"			"	"	"	"		
" 12	"			"	"	"	"		
" 15	"			"	"	10,310			矢頭庄左衛門
弘化 2	"			"	"	"			"
嘉永 1	"			"	"	"	3,250		渡弥次左, 田喜兵
" 7	"			"	"	"		文 永 3,250	
安政 1	"			"	"	"			
" 2	"			"	"	"			木源右衛門
文久 1	"			"	"	"		1,750	熊谷市郎左衛門
" 2	"			"	"	10,300			村上善九郎
元治 1	"			"	"	"			大室庫三郎
慶応 2	"			"	"	10,310			
" 3	"			"	"	10,300			橋本伝太, 三輪幸七
明治 2	"			"	"	"			井関齊右衛門
" 3	"			"	"	"			"
" 4	"			"	"	10,410		2,017	陸奥宗光
" 5	"			"	"	"		"	大江卓

延享元年にはまたこれが合一して「船役」に戻っている。また「繩船役」「海老網役」の金額は、寛文期から幕末期までわずかに減少の傾向にあるが、あまり大きな変化はみられない。ただ元禄 13 年から新しく「蛇運上」が登場する。これは菊名村と同じく商人の請負制であるが、「船役」等の年貢額がほとんど変化しないのに対し、これは請負年季明けと思われる時期に多少変化がみられる。また、天保頃から「肴仲買運上」が現われ、嘉永頃から「元肴仲買冥加」と呼ばれるようになるのは、この地方の多くの漁村と同じである。

以上 3 カ村について、それぞれ漁業年貢の変化をみたが、これらから共通していえることは、先ず最初に現われる漁業年貢は「船役」であり、次に「蛇役」「海老網役」のごとき蛇、海老等の現物徴収をたてまえたものであった。その後は各村々の漁業生産の発展に対応して、種々様々な名称と性格をもつ漁業年貢が課されるようになったものと思われる。そして幕末に至ると、「肴仲買運上」のごとき漁獲物の流過程を対象とした年貢が新たに現われるのである。また年貢額は、菊名村の「干鯛口永」のごとき少数の場合を除き、概して固定的であった。それは近世中期以降の本年貢における定免制の施行とも関連するのであろうが、また漁業年貢自体の問題としても考察してみることが必要であろう。即ち、漁村では、漁業の特殊性から封建領主による漁業生産の把握が困難であったことにより、漁業年貢の増徴を、一種目の量的増徴としてでなく、多種目の年貢の賦課という形で行ない、流過程をもその対象とするようになった事情も、その一因として考えることが出来よう。

- 註 1) 二町谷村については、石渡とよ家所蔵文書によった。
 2) 菊名村については、石井惣治家所蔵文書によった。
 3) 松輪村については、藤平二郎家所蔵文書によった。

(4) 漁業年貢の村落内負担について

前節で、各村の漁業年貢の推移についてみたが、では村落内部での各個人の漁業年貢の負担のあり方はどうであったろうか。その一例として、松輪村の「繩船運上」についてみてみよう。

松輪村の漁業年貢は、前述のごとく「船役」、「繩船運上」、「海老網運上」、「元着仲買冥加」等があったが、その内の「繩船運上」は、近世初頭この村が向井将監の知行地であった頃は、久里浜村の喜兵衛という者が1カ年に29両2分と銀7匁で請負って上納していたという。その後三崎奉行安部次郎兵衛正成の預り地となった慶安元年から、同じ金額で村請となった¹⁾。そして元禄13年からは、近年不漁であるという理由で金額は18両に減少した。では、「繩船運上」は村内ではどのように徴収されたのであろうか。安政2年の書上²⁾によると、「繩船運上」は次のごとく説明されている。

一、永拾八貫拾四文六分

繩船運上

右者繩船漁業之者并手くり網と申沖合ニ而色々小肴引取候者、七日と唱鯛ひらめを取候者共
る為助合年々割合仕、御上納仕候

これをなお一層具体的に示すものは、「繩船運上割合帳」である。第20表は、安政3年の割合帳³⁾であるが、これをみると、先ず村内の繩船持の他に、手くり網持から介役として応分の金額を徴収し、それに湊役として村が徴収したものの半分、安房国勝山村の猟師が松輪村の漁業海域に入漁する入漁料の内半分、近隣村々から入漁する漁船から徴収する分一の内半分、七日網所有者から徴収する金等を合せ、繩船運上とその徴収、計算等にかかった諸経費を合算したもから差引いて、残額を繩船の船数で割り、繩船1艘分の負担額を算出して、各船持より徴収している。特に繩船の船持の内、五分とか七分とか1艘に満たない者がいることは、この船数が単なる船の数ではな

第20表 繩船運上割合

A. 繩船数

1 艘分	20 人	20 艘
0.7 "	1 人	0.7
0.5 "	4 人	2.0
総 船 数		22.7

B. 繩船運上

金 18 両 2 分ト永 55 文	此錢 127 貫 102 文
-------------------	----------------

C. 運上徴収経費

勸 円 寺 地 蔵 堂	鏝	500 文
定	使	200 文
宿	礼	500 文
米	代	500 文
正	油	100 文
と	う ぶ	200 文
酒	五 升	1,400 文
小	た し	100 文
肴	代	250 文
菓	子 代	100 文
村 役 人 謝 礼	永	750 文
	(此錢)	5,136 文
計	錢	8,986 文

D. 運上補助

介 役 (半 分)	兩分朱
湊 役 (半 分)	3 0 2
勝 山 (半 分)	3 0
分 一 (半 分)	2 1 3 ト 292 文
七 目 (16 艘分)	3 0 0
	2 0 0
計	錢 76,925 文

E. 繩船一艘当り運上負担額

$$E = \frac{(B+C)-D}{A} = 2,610 \text{ 貫 文}$$

く、1艘分という漁業生産の量を含んだ船数であったと思われる。

ともかく、この「割合帳」の検討から、実際に年貢を負担している者は、繩船持、手くり網持、七目網持等の「船持」「網持」であったことは明白であろう。

このような村落内での漁業年貢の負担のあり方は、漁民の漁業生産の基盤である漁業権への係わり方としてとらえることができる。即ち、「船」「網」の所有者が年貢負担者であり、年貢負担が漁業権の一部を共有する裏付けなのである。生産手段としての漁場（海）が分割所有できない村落共同体の共有制的な条件の下では、生産手段としての船、網の所有のもつ意味は重大である。その所有関係が各漁民の漁業生産への係り方を決定するものと思われる。そしてこの船、網の所有関係の持つ特質が、その村の漁業生産のあり方、ひいては漁村構造全体を決定する一つの基本的要因であったと思われる。即ち近世漁村の種々変化に富んだ形態は、船、網等の生産手段の所有関係のあり方に規定されていたとみることができよう。

- 註 1) 「乍恐書付を以御訴訟申上候事」年不明、松輪、藤平家文書。
2) 「御尋ニ付乍恐以書付奉申上候」安政2年9月、松輪、藤平家文書。
3) 「辰繩船御運上割合帳」安政3年11月、松輪、藤平家文書。

以上、相模湾沿岸漁村について、いくつかの問題をとりあげ、基本的な考えと基礎的な分析作業を行なったが、はじめに述べた課題の内、漁業（漁場）争論の問題については触れることが出来なかった。また、本稿では第2章をのぞき主に相模湾東岸を素材としたが、次稿は残された問題を含めて、中央部、西岸の問題をとり上げていきたいと思っている。

なお、執筆分担は次のごとくである。はじめに・第4章—川名 登、第1章・第3章—堀江俊次、第2章—田辺 悟。